

## マンロー関係資料研究・活用上の地域的諸課題

北海道平取地域におけるアイヌ文化継承の現状に即して

Regional Issues Regarding the Study and Utilization of Materials Related to Neil Gordon Munro :  
In Line with the Present State of Succession of the Ainu Culture in the Biratori Region, Hokkaido

YOSHIHARA Hideki

吉原秀喜



※写真は北海道大学文学部二風谷研究室と  
なっているニール・ゴードン・マンロー旧  
宅と、マンロー博士顕彰碑。北海道沙流郡  
平取町二風谷地区にあり、建物は国登録有  
形文化財、敷地は重要文化的景観の選定区  
域、となっている。ここで毎年6月に、住  
民が中心となってマンローを偲び、顕彰す  
る集いを開いている。<sup>(2)</sup>

この国の人類学の先駆者「先史時代  
の日本」『アイヌの信条と文化』の著者  
でありかつ二風谷コタンに在住し医師と  
して献身的に医療を施した  
英人ニール・ゴルドン・マンロー博士  
チヨ・マンロー夫人と共に永遠にトイピラ  
の丘に眠る

昭和五十年（一九七五年）六月十六日  
生誕の日を記念して

北海道大学文学部付属

北方文化研究施設長

医学博士 大場利夫

二風谷アイヌ文化保存会長 貝澤 正

<sup>(1)</sup>  
【マンロー博士顕彰碑の碑文より】

## はじめに

人間文化研究機構国立歴史民俗博物館（以降は「歴博」と表記）の共同研究プロジェクト「マンローコレクション研究—館蔵の写真資料を中心に」の一員として、「マンロー関係資料研究・活用上の地域的諸課題」<sup>(3)</sup>について考察し、研究ノートとして綴った。ニール・ゴードン・マンロー氏が晩年に暮らした北海道沙流郡平取町、とくに邸宅を建てて住まい、医業とともに人類学的調査を進めた二風谷地区におけるアイヌ文化継承の現状を踏まえての作業である。

平取町二風谷に在住するアイヌ民族の3名をふくめたチーム<sup>(4)</sup>による共同作業は、主要な対象である歴博館蔵のマンロー写真資料に関して、新たに詳密な知見をもたらし、その学術的価値を高める豊富な情報を付与した。近年高揚を見せているアイヌ文化振興の動きの中で、映像の分野に限らずマンローの残した膨大な資料の再認識と活用は、これから本格化するであろう。大いに活かすべき価値が備わった貴重な資料群だと言える。

本稿は、マンロー関係資料研究・活用上の地域的諸課題に関する論考を志した。体系性ある包括的論文とするには力が及ばなかったが、文化活動等の状況についての具体的知見をできるだけ詳しく補いながら論述するよう努めた。自己の見解を提示するために必要であると共に、他のスタッフによる論考とのバランスを考慮し、この共同研究の成果と今日的意義に関する理解が深まるようにとの意図からである。全体を通じ、マンロー関係資料の研究・活用について、これをめぐる地域、アイヌ民族、学術の状況を俯瞰しつつ、今後の諸課題をとりわけ地域的な実情に即して考察し、整理するよう試み、その作業成果を折り込んだ綴りとなっている。

## 1. 二風谷マンロープロジェクト始動前夜

21世紀最初の10年間、その半ば以降、歴博によりこの共同研究「マンローコレクション研究」が本格化した。北海道の平取町という地域において、住民がチームを組んで国家的な研究教育機関の学術性が高いプロジェクトに参画するのは史上初めてと言っても良い。前世紀までは実際にあったように、形態として、アイヌ民族がチームを編成して自分たちの文化に関する事業に参加したという点では似ていても、事前に十分な情報を与えられないまま博覧会に連れて行かれ、生きた標本同然に展示に組み込まれたような事態<sup>(5)</sup>とは大きな違いがある。そのように評価できるはずである。

とは言え、社会状況の相違のほかに、時代を隔てた双方の営為は何をもって峻別しうるのだろうか。あるいは、峻別しえないのか。この疑問に答える作業は、共同研究の今日的意義を代表して総括するに等しい僭越な所業と思われるし、筆者の力に余ることである。何より、そうした検討の前提としてこの報告書が編まれようとしているところだ。しかし、開始時における初発の問題意識についてあらためて整理しておくこと、また事業がどのような環境の中で進められたかについて参考となる情報を提示することは、何が新しくもたらされ、生み出されたのかを理解するために役立つであろう。第1章・第2章はこうした意図から「二風谷マンロープロジェクト」の始動前夜、21世紀初頭において、地域をとりまいていた状況を確認する作業である。<sup>(6)</sup>

### (1) 問題意識の基盤と系譜 —主に博物館のミッションとの関連で—

2003年11月に歴博で開催された国際シンポジウム「歴史展示を考える—民族・戦争・教育—」において、筆者は「アイヌ伝統文化の今日的継承—その教育的意味と意義—」と題する報告を行った。「アイヌ伝統文化の今日的継承」は平取町立二風谷アイヌ文化博物館が1992年の開館以来掲げてきた運営の基本理念であり、公的施設としての地域性を踏まえたミッション（使命）を盛り込んでいる。筆者にとって、共同研究「マンローコレクション研究」に取り組む際の基軸は、まずはここにあったと言ってよい。

この基本理念自体の詳しい説明は、上記シンポジウムの議論を集録した歴博編2004『歴史展示のメッセージ』に委ねるが、ほかにも二風谷博物館のミッションを強く意識しながら、アイヌ文化振興に寄与するミュージアム・マネジメントのあり方に関する考察、提言を含んだ論説を随時発表してきた<sup>(7)</sup>。いまの場合、1990年代中ごろから10年間ほどの間に自身が著した論考の再吟味を行い、二風谷マンロープロジェクトの歴史的な位置づけを考えるための手がかりとして提示したい。

たとえば、1996年に「これからのアイヌ文化研究」について、「無数の課題と限りない可能性、そして現実の制約」と題して論説したことがある。調査研究や実践活動の進展、あるいは社会状況の推移が「伝統」概念を、時にはドラスティックと言ってよいほどに変化させていく。だからアイヌ文化についても、固定的に捉えるのではなく柔軟に発想し、絶えざる問い直しが必要だという論旨だ〔吉原秀喜1996〕。アイヌ文化振興法（「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」）は1997年7月に施行されるのだが、まだ法律の輪郭が公表されていなかった頃である。とは言え前年、1996年4月には「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告が内閣官房長官に提出され、文化面に重点を置いた政策が進められることが読み取れた。また、1991年に新築（開館式典は1992年4月25日）された町立博物館の運営が数年を経て一定程度軌道に乗り、博物館を中心に町独自のアイヌ文化施策が拡充されつつあった。

なお、1991年12月に、国立スコットランド博物館ジェーン・ウィルキンソン氏が、古原敏弘氏（当時は静内町教育委員会、現在は北海道立アイヌ民族文化研究センター）に伴われて来訪し、在英マンロー関係資料に関する情報をもたらしてくれた。本格的な調査研究が進めば今までにない知見が得られ、伝統文化観を豊かにし変化もさせるだろう資料群がまだまだ眠っているのだ、との実感が記憶に新しい。

1999年には、米国の首都ワシントンD.C.にある国立自然史博物館において〈Ainu—Spirit of a Northern People—〉（アイヌ—北方の人びとの精神—）が開催された。準備の段階からアイヌ民族の直接的な参画を重視する方針で進められたこと、1997年に設立されたアイヌ文化振興・研究推進機構が支援したことなどにより、北海道などから多数の人たちがオープニング行事・ワークショップへ出席・視察することが可能となり、世界的にも第一級のミュージアムがもつパワーを実見し、体感した<sup>(8)</sup>。ワシントンのAINU展と同様に、博物館とそこにおける資料の調査研究、それらの活用が秘める可能性をインパクトをもって示した先行する重要な国内イベントとして、1993年「国際先住民年」を記念した国立民族学博物館の『アイヌモシリ』展と文化庁・東京国立博物館の「アイヌの工芸」展があった<sup>(9)</sup>。しかし、海外の博物館が企画した展覧会が、アイヌ民族の文化活動と直接に太く結びつき双方向で共鳴しあうようになったという点で、アイヌ文化振興法制定の前後では、

状況がかなり異なってきていると筆者は受けとめた。

〈Ainu - Spirit of a Northern People - 〉展の図録 [NATIONAL MUSEUM OF NATURAL HISTORY SMITHSONIAN INSTITUTION : 1999] のために依頼され、二風谷アイヌ文化博物館について紹介した論説「二風谷アイヌ文化博物館の位置と役割」[吉原秀喜<sup>(10)</sup> 1998]では、基本理念である「アイヌ伝統文化の今日的継承」が「過去にたいする再認識の作業を進めながら、現在の変化しつつある諸条件を踏まえ、未来への受け継ぎ方・活かし方を探るための統合的なプロジェクト、共同事業の目標でもある。その成否は、どれだけ関わる人々の輪を大きくし、意志を強く深いものにできるかに依っている」と提起した。アイデンティティを感じ、自らが属すると考える民族の文化について、その普及を促進しようとして、あるいはより深く理解しようとして、主には自発的意志によって、多くのアイヌ民族系の人たちが遠く欧米にある博物館の事業に参加するというような状況を想像した人は、たとえば1970年代にはほとんどいなかったはずだ。それに類する当時の文章を、研究者の願望の表明であろうと、子どもの夢の語りであろうと、筆者は知らない。文化を支える基盤である人びとの意識に大きな変化があったのだ。<sup>(11)</sup>アイヌ人を構成員に含む「共同研究」が成り立ち、円滑に進展するための前提条件がようやく生まれつつあったのが、20世紀も最終盤になったあの頃だったと、学史的には評価すべき時期なのではないかと考えている。

アイヌ文化振興法制定5周年記念フォーラムが国立民族学博物館で開催されたのは2002年11月であった。主催は同博物館とアイヌ文化振興・研究推進機構であり、法制定5周年に関係する行事としてはもっとも公的 성격の強い集いだった。全体テーマとして「再生する先住民文化—先住民族と博物館」が掲げられたフォーラムの中、パネル・ディスカッション「博物館と先住民」で、筆者は「アイヌ民族の文化活動における新しい変化の予兆とミュージアム」と題したまとまった口頭報告を行った。そこでは、「変化の予兆」から推察できる文化活動の将来像について、「アイヌ民族としての自己表明・表現が以前よりは容易となり、多様な活動が進展するとともに、アイヌの人たちが創り出し、担うものという意味でのアイヌ文化は、従来予想しえなかった大きな広がりを見せるのではないのでしょうか」[吉原秀喜 2003 : 50 頁] との見解を表明した。筆者にとってはそれが最も重要な論旨であったが、一方で発表の結語では「何だかんだいっても、博物館は古いものを大事にする所であり、とりわけアイヌ的な伝統をないがしろにしようとする動きに対しては、保守派、守旧派、頑固派であるべきではないのでしょうか」[同 : 54 頁] と結んだ。アイヌ文化振興法制定後5年の過程で生じていたさまざまな変化の兆しを基本的には肯定的に捉えつつ、町立博物館として活動を開始して10年の間に一定の検証を経た基本理念「アイヌ伝統文化の今日的継承」を敷衍して、斯界に関わりの深いミュージアムをとりまく事態の推移・変転を総括し、今後を展望しようとしたのだった。この2002年民博でのフォーラムと本章の冒頭で紹介した2003年歴博シンポジウム、各々の集まりにおける研究協議の状況を丹念に吟味するならば、21世紀初頭の日本博物館界におけるアイヌ民族の位置づけを探るうえで好適な素材が得られよう。<sup>(12)</sup>

同じく2002年には、町立博物館、萱野茂アイヌ資料館の所蔵資料の一部計1121点が「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」として重要有形民俗文化財に指定された。実質的には「萱野コレクション」である。国による「指定」といっても、町側では資料の事前調査等に文化庁の補助を受けながら3年間を費やした。<sup>(13)</sup>町立博物館学芸員として準備作業を担当していた筆

者としては、足下の、何よりもたいせつにすべき基本財産の管理保全に一応の区切りがついた感がした。自館基礎資料の核である萱野コレクションの整備は、それをしないで在外コレクションの調査研究に触手を延ばすことなど、博物館としても筆者個人としても、ありえない前提条件だった。総じて、重要な懸案の一つだったマンロー関係資料にも目を向ける環境が、ようやくにして整ってきたと思えたのは、重要有形民俗文化財指定に伴う作業が一段落したこのころだった。

## (2) 地域におけるアイヌ文化継承の状況

第1節で概説したように「アイヌ伝統文化の今日的継承」が平取町立二風谷アイヌ文化博物館の運営基本理念であるのだが、次にはこの理念を視座として平取町二風谷地区におけるアイヌ文化継承の状況について記しておこう。前節は主として1990年代における博物館活動の経緯に重点をおいた論述だったが、本節は20世紀から21世紀へと移行する暦年上の境界期において、地域的・民族的の共同体が発散していた雰囲気についての一枚の素描である。町立博物館が2001年に開催した第8回特別展「現代に受けつぐアイヌ伝統文化—新しい世紀に向けた民族誌・平取編—」の成果を援用することが、こうした場合のコンパクトな解説には有効だ。まずは、主催者挨拶パネル文が、この特別展の趣旨を示しており、またこの時点におけるアイヌ文化の状況を表現しているので長くなるが以下に引用する。

この特別展は、タイトルからもおわかりのように、世紀の変わり目という大きな区切りの時期にあたり、アイヌ民族の伝統的な文化について、私たちは何を受けつぐべきなのか、何を受けつぐことができるのかを、あらためて整理し、確認してみようと企画したものです。

ご承知のように、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。文化面における同化を強いることになったそれまでの国家的な政策が転換し、アイヌ民族の独自性と先住性を認め、その誇りを尊重する考え方を基調とした方策へと、大きく方向舵がきられようとしております。

しかし、歴史的に積み重ねられてきた現実には、一朝一夕に変わるものではありません。不十分性や問題点を指摘されているとはいえ、国や自治体が責務としてアイヌ文化を振興しようという趣旨の法律が施行されたにも関わらず、いまなお偏見や誤解、無理解に起因する様々な問題が生じているようです。アイヌの文化については、いつも何か失われていくものというイメージだけが、一面的に強調されてきた経緯があります。しかし、はたして失われていくだけの、ただ減びつつあるだけの、だから保護しなければ、というだけのものなのでしょうか。

<アイヌ伝統文化の今日的継承>を運営の基本理念としてきた当館は、けっしてそうではなく、アイヌ文化はいまだ生命力を保ち、活力を回復し増大させつつあり、発展の途上にあると見なすことさえできるという観点に立っています。このような見地から、アイヌ文化をめぐる地域の現状について、とりわけ住民の方々によって多様に進められている伝承活動に焦点をあてて、分野ごとに整理し、紹介することを試みてみました。

（平取町立二風谷アイヌ文化博物館第8回特別展の展示パネルより：博物館文書データ）

ここで言う「分野ごとに整理」する作業を、「木彫」,「織物・編み物」,「チセ(住居)」,「刺繍」,「伝統的儀式」,「アイヌ語」,「口承文芸」,「舞踊」,「料理」,「狩猟・漁労」,「伝承の多様な試み」,「今日的継承の課題」,以上12の項目について行い、各々に写真を添えた解説パネルを作成し、掲示した。

これら諸分野の中で、「アイヌ文化ははまだ生命力を保ち、活力を回復し増大させつつあり、発展の途上にあると見なすことさえできる」ことを比較的実感しやすいのは「舞踊」の分野であろう。たとえ活動に携わる当事者たちにとっては望ましい状態にほど遠いものであるにしても、あるいは昔日の由緒正しい所作やリズムを体感的に知る古老たちにとっては、変容のあまりの大きさに戸惑いを覚えてしまう「伝承」の現実ではあったとしても、伝統的歌舞に親しみ、あるいは嗜み、受け継ごうと志す若い世代の人たちが確実にすそ野を広げつつある分野である。忘れ去られ、失われかけていたレパートリーが復元されるなど、その活動が多彩さを増している現状など、少なくとも文化運動としては着実に「発展」しつつあると見なしうる。このような論調の見解を各分野毎に提起した展示だった。後の2009年になって「アイヌ古式舞踊」がユネスコ無形文化遺産として登録されたことは、博物館としての見識が誤っていなかった証左の一つだと考えている。

この特別展でとくに留意したことの一つは、現在の生活の中にそれと自覚しないで行われている営為に、アイヌ的な伝統が引き継がれている場合があることに関心を向けてもらうことであった。たとえば、食文化に関する解説パネルの一節は次のようなものであった。

伝承の究極の姿は、それが「伝承活動」などと表現されるのではなく、ごくあたりまえのこととして営まれているという状態ではないでしょうか。あらためて地域の人々の暮らしを見直すと、料理とそのため食材の採取に関わる行為は、伝統的な食のあり方が、いくらか形を変えながらも、現在の暮らしにそれとは意識せず染み込み、影響を与えている部面かもしれません。典型的なのが、春の山菜採りであり、その貯蔵や調理の方法です。

例として貯蔵のことに焦点をあててみると、今は冷蔵庫・冷凍庫を多用しているので、昔との差異が著しいようにみえますが、女性を中心に家族総出で山に出かけ採取し、間をおかないで処理し蓄え、季節の食材の推移を考慮しながら適量を消費していくという暮らしのスタイルは、遠い時代から変わらない連続性を感じさせます。山菜を採る時期、場所、種類等の知識・情報についていえば、継承のあり方はより直接的だと言えないでしょうか。

(平取町立二風谷アイヌ文化博物館第8回特別展の展示パネルより：博物館文書データ)

ことさらに新しい資料を多く提示しなくとも、地元の人たちにとっては、このような文章を読むだけで思い当たることが多々あり、指摘されると即座に合点、納得することもあったようである。少なくとも二風谷地域周辺では、アイヌの文化伝統は跡形もなくどこかに駆逐されてしまったわけではない。<sup>(14)</sup>

2001年2月から5月にかけて開催された第8回特別展「現代に受けつぐアイヌ伝統文化—新しい世紀に向けた民族誌・平取編—」に依って、地域におけるアイヌ文化継承の状況を、その一端にしかすぎないが、簡略に示した。日本の1990年代を「失われた10年」と表現する傾向がある。しかし、こと平取町二風谷でのアイヌ文化をめぐる情勢についてだけ言えば、得るものも多かった

10年間だったと考えている。第2章で述べるが、二風谷地域の人びとに大きなインパクトを与えることになる「マンローコレクション展」は翌2002年の開催であった。二風谷マンロープロジェクト始動前夜の概況である。<sup>(15)</sup>

\*\*\*\*\*

第1章では「二風谷マンロープロジェクト始動前夜」として1990年代中ごろから21世紀初頭にかけての10年間程の、アイヌ文化をめぐる状況の変化について簡略な経緯と、それに伴って筆者が考えるところを述べてきた。2005年以降に記録映像制作を先導的な取り組みとして本格化した歴博マンロー「共同研究」との関わりを意識し、それが開始された時点における地域的社会的環境を確認する作業の一環である。この章について、次のような小括を提示しておく。

①1997年のアイヌ文化振興法制定を前後する10年間にアイヌ文化をとりまく状況には大きな変化があった。アイヌ民族系住民が人口構成で大きな割合を占める集落である平取町、二風谷地区も例外ではなく、こうした変化をリードしたとさえ言える。

②このような変化にはミュージアム（美術館なども含むという意味で広く）が重要な役割を果たした。平取町、二風谷地区も同様であり、その典型的で顕著なケースの一つだったと言える。ミュージアムは文化復興・継承・振興の効果的なインフラとして貢献したのだった。

③表層では急激に変化したと見なされ、「滅失」に向かっているように強調されたとしても、共同体に根ざした（community based）暮らしの基底部の文化要素までもが一様にそうだとは限らない。<sup>(16)</sup>平取、二風谷地区の場合、日常の中で継承してきた文化伝統について言えば、社会状況により実態に相応して表現しやすくなった営為が、とりわけ共同体の外にいる人たちにとっては、俄に、新しく表出してきたかに感じるのだと解すべき面がある。

## 2. マンローに関する二つの地域イベント

歴博のマンロー共同研究プロジェクトが取り組まれる以前に、マンローとその関係資料について、近年の地域における認識や動きがどのようなものであったかを、この章では記す。2002年マンローコレクション展、2005年マンロー氏族長招請事業の二つのイベントを重要なトピックとするが、吉原が直接に関わり、他の人があまり知らない、したがって筆者以外からは記されないだろう経緯の紹介を重視して構成する。共同研究が本格化する直近の段階で、マンローの事績を顕彰する地域的機運の高揚<sup>(17)</sup>があったことが理解されよう。また、マンロー関係資料についての調査研究の深化や活用<sup>(18)</sup>の促進を必要とし、可能にもする状況が形成されつつあったことを示すのが、論旨である。

### (1) 2002年：マンローコレクション展関連事業

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と北海道開拓記念館、神奈川県立歴史博物館が主催するマンローコレクション展（正式名称「海を渡ったアイヌの工芸—英国人医師マンローのコレクションから—」）は、2002年5月から9月にかけて札幌市と横浜市で開催された。この展覧会そのものについては、図録「アイヌ文化振興・研究推進機構2002」により詳しく知ることができる。

---

### [マンロー資料調査会]

関係者間では「マンロー資料里帰り展」とも一時通称されたこのマンローコレクション展だが、対象となった資料を来歴から見るなら、その過半にとって本来の「里」、出自の地である二風谷において重要な試みが行われた。準備段階で、推進機構と平取町立二風谷アイヌ文化博物館とが協力して開催した「マンロー資料調査会」である。

2001年から企画が進み、開催は2002年1月18日、町立博物館視聴覚室が会場であった。準備の実務を推進機構側は河野哲也氏が、町立博物館の側では筆者が担当した。マンロー夫妻の二風谷在住当時、邸宅でお手伝いを勤めた青木とき氏ほか、地元で縁の深い方々10名を招き、写真と実物資料のスライドを映写しながら当時の思い出を語りあったり、資料に関する知見を教えあったりを通じて、展覧会準備段階で収集した情報を補正することが主な目的だった。研究者の側では、相澤韶男（武蔵野美術大学<sup>(19)</sup>）、大塚和義（国立民族学博物館）、佐々木利和（東京国立博物館）、手塚薫（北海道開拓記念館）、出利葉浩司（同）の各氏（所属は当時）が出席し、意見交換のコーディネイトは萱野茂氏（萱野茂二風谷アイヌ資料館、元国会議員）が担当した。

出席者紹介、展覧会担当者が事前調査で把握したマンロー関係資料の概要説明、写真資料に関する各画面ごとの質疑・応答、それぞれからの自由な知見の披瀝とそれをめぐるコメントのやりとり、概ねこのような順で進められた。休憩をはさんで4時間の集いは、マンロー関係資料に関する密度が高く、精度の高い、あるいはこれまで未確認だった情報がやりとりされた充実した場であったように思う。

後年、歴博共同研究においても、同じ会場で、同様なスタイルによる映像資料の検討・取材が行われた。また、歴博共同研究に関わった北海道内のメンバーのほとんどが、この資料調査会に参加していた。マンローコレクション展の準備にその成果が活かされ、展示に反映されたことなどをも考慮すると、この二風谷における資料調査会は、マンロー関係資料の調査研究が進展する上で貴重な寄与をしたイベントであったと考える<sup>(20)</sup>。

### [マンロー先生の遺徳を偲ぶ会]

2002年マンローコレクション展開催が契機となって同年、二風谷地域に生じた新しい動きとしてもう一つ重視すべきなのは、「マンロー先生の遺徳を偲ぶ会」が活動を始めたことである。この会は、規約によれば6月6日に結成され、初代の代表（運営委員長）は萱野茂氏、副代表（副運営委員長）に安田治男氏と青木とき氏、事務局長（庶務担当幹事）には黒田一彦氏が就いた。6月16日には第一回の「偲ぶ会」を旧マンロー邸、現在は北海道大学文学部二風谷研究室の庭にあるマンロー博士顕彰碑前で行った。

経緯や規約などで知る限り、二風谷老人クラブを母体にしたもので、1年に一度、マンローの誕生日にあたる6月16日に集まり、マンロー先生を偲びながら回顧談を交わしあい、その功績を若い世代に伝えていくことを目的としていた。先にあげた青木氏や萱野、安田、黒田の各氏は直接にマンローを知る人たちだったが、クラブ員の高齢者にはほかにもそうした人たちがいた。二風谷老人クラブには、先述の資料調査会に招かれ貴重な証言などをもたらした地元関係者のほとんどがふくまれていたのである。

実はこの「偲ぶ会」の結成も、1月の資料調査会が契機となっていた。マンローコレクション展開催の報せに接した地元関係者は、これが博士の業績を顕彰する良い機会になると了解し、地域の人たちに対する効果的な周知活動の進め方などを話し合っていたのだ。4月26日に展覧会がオープンしてすぐ27日に平取町立二風谷アイヌ文化博物館が独自に「マンロー博士資料展見学ツアー」を実施し、約30名が参加。間もなく5月10日には二風谷老人クラブが毎年恒例の日帰り旅行を北海道開拓記念館をふくむ旅程で催行し、約20人が共に見学した。町立博物館との協力により平取町の公用バスを利用してのもので、筆者も添乗し、車中解説もした。これらに加えて、町立博物館は毎年実施している他地域の館園等を訪問するバス・ツアーの主要見学先をマンロー展とした。これは6月9日に行われ、高齢者をふくむ70名近くが参加した。どのツアーでも、記念館では、山田悟郎氏、出利葉浩司氏、手塚薫氏ほかの職員がていねいに対応し、展示解説も行ってくれた。

ここに記した一連の動きからだけでも、マンローコレクション展の開催が、マンローに縁の深い二風谷をはじめとする地域の人びとの懐古心を刺激し、伝統文化に対する関心を深める作用をもたらしたことが推察される。また、資料調査会のような、顔を合わせての協議の場が、関係者間のネットワークを強め、その後の展開につながったことも確認できるであろう。ちなみに安田氏や黒田氏は、自身の民族的出自としてはアイヌ民族系ではなく和民族系日本人の方たちである。二風谷のような地域におけるアイヌ文化継承・振興のための諸活動は、異なる文化的・民族的背景をもつ人たちによる協働としての性格を、多かれ少なかれ、絶えず擁する。マンロー関係資料は、そのような協働を媒介する上でも好適な素材であると、2002年の展覧会をめぐる一連の出来事の経緯は、強く実感させるものであった。資料収集者の生前の姿勢、功績、「遺徳」が、広範な人びとの関心を喚起するように作用し、活動を促進するのだらうと思ったことだった。<sup>(21)</sup>

## (2) 2005年マンロー氏族長等招請事業

マンロー関係資料をめぐる二風谷地域の人びとの動きの中で、特筆すべきと思われる出来事が2005年にもあった。6月16日に毎年行われてきたマンロー博士の遺徳を偲ぶ会にあわせて、スコットランドからマンロー氏族長であるヘクター・マンロー氏ほかを招請する事業が行われたのである。

ことの起こりは2001年6月に遡る。NHK-BSの番組「世界わが心の旅：スコットランド〈響き合うアイヌの心〉旅人：二風谷アイヌ資料館館長 萱野茂」収録のために、萱野茂氏がマンローの故地を訪ねた。その際に、マンロー姓を名乗る人たちの長とされるヘクター・マンロー氏の邸宅（ロス郡エバントン・フォーリス）で宿泊、鎮魂のカムイノミ（神事）を執り行なうなどをした。また、スカイ島に渡りジョージ・マクファーソン氏ほかケルト系言語ゲール語の継承活動に取り組んでいる人たちとの交流を行った。それ以来、返礼として、あるいは交流をさらに深めるためにも、ぜひヘクター・マンロー氏たちを招きたいというのが、萱野氏が「偲ぶ会」関係者などに提案してきたことだった。2002年に始まった二風谷における6月のマンロー博士記念行事は、地元の人たちの協力による慎ましい集まりではあったが、継続し、定着しつつあった。その記念行事にあわせての招請が、時節としてはもっともふさわしいと思われた。<sup>(22)</sup>

ヘクター・マンロー氏一行は、6月13日から18日の北海道滞在中、マンロー博士の眠る二風谷墓地への参拝、旧マンロー邸や萱野茂二風谷アイヌ資料館、町立博物館等の見学、毎年この時期に

実施される二風谷小学校運動会での交流、遺徳を偲ぶ会への出席、「マンロー先生への思いを語る会」(マンローフォーラム 2005)での討論、地元関係者との交流会、札幌における北海道大学総長に対する表敬訪問、北海道開拓記念館の見学など多くの日程をこなした。

中でも16日午前中に行われた「遺徳を偲ぶ会」、午後からの「語る会」は事前に新聞報道がなされたこともあり、100名近くの人々が集う賑やかなものとなった。<sup>(24)</sup>「偲ぶ会」では、マンロー博士顕彰碑の前で、民族服で正装したジョージ・マクファーソン氏によりケルト風の儀礼が行われ、「語る会」ではスコットランドのマンロー生誕地の状況などが実感を伴って伝えられた。これらの行事や得られた知見の詳細をいまここに記す余裕はないし、論旨からもそれるが、このような交流を通じて「英国人」マンローの民族的・文化的背景について多くの人々が認識を新たにされた。つとに指摘されてきたことではあるが、故国における民族的被圧迫者としての心情が、マンローのアイヌ研究と地域の人びとへの医療奉仕を支えたとする見解が説得力をもって思い起こされた。マンローの生涯についてのこうした面からの理解の深化は、以前になく大がかりに行われた2005年の記念事業の重要な成果だったと言えるだろう。<sup>(25)</sup>

実はこの招請事業実施が発案され動き出したのは、その年の3月になってからだった。急展開した企画・準備にあわただしく携わった関係者が、公言するのは控えたけれども心中で共有していたのは、招請を提唱してきた萱野氏の体調がすぐれず衰弱の進行が感じられたことへの配慮だったように思う。次回の2006年6月16日の記念行事を待たず、5月6日に萱野氏は逝ってしまわれた。<sup>(26)</sup>

「偲ぶ会」は継続されたが、2007年からは役員が交替し、新代表に貝澤耕一氏、副代表に萱野志朗氏、事務局長に貝澤徹氏が就いた。いずれも歴博マンロープロジェクトに研究協力者として参画している方たちであった。マンローを直接には知らない世代への交代が進んだけれども、以前には考えられもしなかった多彩な取り組みを通じ、「遺徳を偲ぶ」その志は確実に受け継がれつつあると言えるだろう。

\*\*\*\*\*

歴博マンロー「共同研究」との関わりを意識し、それが取り組まれるようになった時点での地域の状況を確認するという視点から、第1章の①～③に続く第2章の小括をしておきたい。

④主にマンローコレクション展を契機に、マンローの事績に対する再認識の動きが強まり、若い世代にも理解が広まりつつあった。二風谷地域では記念行事が毎年開催されるようになり、定着していた。

⑤マンローの故地、英国、スコットランドの関係者との交流がすでに積み重ねられてきており、人的なネットワークも広がりつつあった。二風谷地域では、そうした海外との交流を住民自らが発案、主導して実施されるようにもなっていた。

第1章と第2章を通じて、「二風谷マンロープロジェクト」が、どのような社会的状況、地域的環境のもとで始まったのかについて多くのスペースを割き、①～⑤にまとめた。歴博マンローコレクション共同研究が企画されようとしているときに、地元住民の参画を重視した調査研究スタイルに、その成否を不安視する声に関係者にあった。しかし、直接・間接にプロジェクトに関わるだろう地域の人たちが、アイヌ文化に関する諸活動に対する多様な関わりを経験を有しており、ミュージアムという場とその機能を使いこなす面でも一定の陶冶を経た人たちであった点は明記されるべ

きである。マンロー関係資料に関する学術的な調査研究のプロジェクトが住民参画を重視して進められ、成果の享有もなされていこうと基盤は、盤石だとは決して言えないまでも、すでにそこにはあったのである。

### 3. 研究・活用を進展させるための地域的諸課題

#### —先住民族の権利問題と文化表象の相関に留意しながらの考察—

あらためて本稿をまとめる経緯についてふれると、共同研究の成果を集約した本報告書を編集するにあたり、筆者には総括担当者から仮に、「人権と資料公開」のあり方を問う観点から論考を、という提案があった。資料と権利の問題には関心をはらってはきたものの、法律が専門でもなければ、「人権と資料公開」に関して系統的に取り組んできたわけでもないで躊躇した。しかし、欠かせない論点ではあり、共同研究チームでの協議の際などに、筆者がこれらに関わる意見提起を多くしてきた経緯も配慮されており、他の方々が担当している論題も概ね適切かと思われたので、自身の分担課題として取り組んでみた。きわめて不十分ではあるが、その過程で考察したことを中心に、研究・活用を進展させるための地域的諸課題について所論を記す。念のために付け加えると、本稿の主要論題とも言えるこの考察には、本章だけでなく、既述の1章、2章における論述が深く関わっている。それらは検討の下地であったし、課題に対する回答の一部を成してもいる。全体として、まだ中間報告としたい状況ではあるが、一応のまとめではあり、叩き台である。

#### (1) 「権利」の問題を検討する意図

『人権でめぐる博物館ガイド』の刊行というユニークな企画に応じて、二風谷アイヌ文化博物館の記事を載せた際に、「人権展示」に関わって、筆者は次のような解説をした。エスノセントリズム（自民族中心主義）が、そうだとはいほとんど意識されないほどに社会全体に蔓延し、完成度高く定着している状況下では、とにかくどんな形であれ自分たちの存在を示すことが人権擁護の第一歩となる場合がある。「その意味で、ことさらに「人権・平和問題」と名付けたコーナーや解説は配置されていないが、これらの問題について学び、考えるには格好の博物館となりうるだろうと自認し、自負もしながら運営が行われてきた」[吉原秀喜 2003: 14-15 頁]。マンロー関係資料の研究・活用について検討する際にも、全体的な社会状況についての考慮は欠かせない。筆者の認識に異論もあるだろうが、前章までの論説は、そうした状況下において、博物館を中心とする諸活動が文化面でもたらした成果として示した。しかしながら、資料の研究・活用に関する実際の作業上で問われる権利問題の多くは、より具体的・実務的なところに起因するものであろう。以後の論述は、まずこのことに留意しつつ行っている。

写真資料を主にした共同研究を開始した際に、構成員が一定程度共有した到達目標、ありうべき成果についてのイメージがあったように思う。静止画・動画共に、個別に被写体となっている人・モノに関して丁寧な吟味を行い、支障がないと判断できた資料についてはWEB上も含めた公開を進める。当面少なくとも、共同研究スタッフの所属機関では、インターネットを利用して歴博のマスターデータに随時アクセスができるようにする。また、「地元」とも言うべき平取町二風谷地区においては、縁のある人たちの閲覧・利用には最大限便宜を図る。このような共通認識である。

「はじめに」で、共同研究が「主要な対象である歴博館蔵のマンロー写真資料に関して、新たに

詳細な知見をもたらし、その学術的価値を高める豊富な情報を付与した」とした。だが、こと公開・活用面に関しては、当初目標とした共有イメージを現実化できていない。私見だが、それは次の諸点で克服すべき事態が想定を超えて生じたことによる。

i. 情報通信技術上の隘路。

2009年3月の時点でも、平取町在住スタッフの過半が居住し、その職場・所属施設が所在する二風谷地域では通信がまだブロードバンド（広帯域通信）化しておらず、通信企業の対応予定も未定だった。当然ほかの代替策も検討したが、ボトルネックとなった通信基盤の未整備な状況をはじめ、デリケートな情報の取り扱いに関する約束事をも組み込んだ保守管理システムの本格的な構築には、技術面の制約が大きいように思われた。

ii. 作業量の増嵩。

人物写真をはじめ、画像中の情報についての読み解き、裏付けとなる資料の渉猟、親族等関係者への照合、取扱についての意向確認などに、予想以上の作業量を費やさなければならなかった。

iii. 法規範的問題の複雑性。

一般的にも知的財産に関する問題は、この分野に特化した裁判所があるほど専門性が高い。著作権・著作隣接権の問題だけをとりても法解釈が分かれる場合が多い。博物館が所蔵している先住民族関係の写真資料を取り扱う際に、細部にわたって迷うことのない手引きとなる解説資料や先行事例があるわけではない。歴博にも、画像を扱う上での特別な内規などはないとのこと。こうした場合、判断に苦慮するケースが生じると、より無難な選択をしていくことになる。個々には慎重な判断を積み重ねたが、対象とした資料群全体について公開に支障がないと判断できるほど、法規範面での検討が十分できたとは言い難かった。

iv. 心理的・倫理的問題の潜在。

繊細な感情の問題であり、問題の所在を示す表現自体が難しいので、敢えて単純に平面図的に描けば、次のような構図になる。歴史的経緯の中で、抑圧する側・差別する側にあった集団に属する者と、抑圧される側・差別される側にあった集団に属する者との混成チームである。そこに生じるストレス、葛藤は各々にあつて、前記i・ii・iiiのどの問題にも影響はしていた。たとえばiに関して、情報通信技術上の問題を検討する際に、最新の機器・システムを活用すれば公開・活用が容易で便利であるのは明らかだとしても、そうであるがゆえに待ち受けているかもしれない陥穽にまで、より強く警戒心を及ぼそうとするのはどちらの側だろうか。潜在している内面の表出は一様ではなく、各人の歴史的・文化的背景による傾向がある。

このような問題が同じ状況、不変の図式で永続するわけでは、もちろんない。i～ivの課題がどれも、少なくとも写真資料の公開・活用について共有した目標のイメージを実現するために十分な程度まで解決・解消するのに、気が遠くなるような年月が必要だとは、共同研究メンバーの誰もが考えてはいないだろう。

筆者自身は知的財産の問題について、あるいはやや絞って著作権・著作隣接権の問題について一般的に、パブリック・ドメイン（公有領域）<sup>(27)</sup>を重視し、文化的なコモンズ（公共財）の拡充を図るべきだとする見解である。先住民族が関わる知的財産の問題についても根本の考え方は変わらない。だが、重視の仕方、拡充を図る方法には事態をわきまえた配慮と工夫が必要である。「従来の研究

はアイヌ民族の意志が反映されないままに一方的に行われ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない」(社団法人北海道ウタリ協会 1984「アイヌ民族に関する法律案」:同協会は 2009 年に北海道アイヌ協会に名称を変更)との主張は、先住民族の権利に関する国際的な思潮からすれば原則的な妥当性を有している。このような主張を踏まえる立場からすれば当面、と言っても相当の長期にわたると予想されるが、アイヌ民族が主体的に参画しながら自民族の知的公共財を回復させ、豊かにし、享有もできるようにするための方策に高いプライオリティ(優先度)が与えられるべきだ。埋もれていたと言っよういマンロー関係写真資料の一点一点について吟味していく作業は、こうした文脈に沿って、研究のあり方の「変革」を多少なりとも志向し、意識しながら行われたと言える。それによって、アイヌ民族の権利を尊重する立場からする、新しい研究スタイルの、一つの好例になったものと意義づけたい<sup>(28)</sup>。

アイヌ民族が共有できる知的公共財を拡充していく。戦略的な意図、目標はそこにあったし、マンロー関係資料の調査研究はその一環として、万全ではないが一定の成果を得た。これが本節のごく簡略なまとめである。

## (2) いくつかの重要な問題の事例検討

前節で述べたような知的公共財の豊富化は、アイヌ民族による自文化表象の可能性の拡張につながっていくだろうとの予見が筆者にはある。これも「研究のあり方は変革されなければならない」との立場からすれば、期待される成果の一つであるはずだ。平取町二風谷のような地域特性を有するところでは、そうした文化の領域における変革の波及効果と意義は大きい。だが、この期待が現実化する途上には、当然さまざまなタイプの隘路とも言うべき諸問題が現れる。マンロー写真資料に関する共同研究プロジェクトの過程で直面した、いくつかの事例の検討を通じて、主要な問題の性向と今後の対応方策について、筆者が考えるところを記す。問題の解決・解消・軽減に向けた道行きの、未だほんの入り口の作業と言うべき水準ではあるが、本格的検討の手がかりを得ることはできよう。

### ●事例A:「アイヌ肖像権裁判」をめぐって

1980年代後半、アイヌ民族の諸活動に関心を払っていた人たちの多くに、鮮烈な記憶を残している出来事の一つとして、出版物『アイヌ民族誌』[第一法規 1969]に掲載された写真をめぐる「アイヌ肖像権裁判」がある。1985年9月の提訴、1988年9月の和解に至るまで3年間に渡って東京地方裁判所民事部第十八部において行われた裁判の原告は内藤美恵子氏(和解時は伊賀姓。チカップ美恵子の名で文筆活動等)、被告は更科源蔵氏と第一法規出版株式会社であった。また、1985年9月の更科氏死去により1986年5月に高倉新一郎氏、犬飼哲夫氏<sup>(29)</sup>が追加的に提訴された。裁判の経緯は『アイヌ肖像権裁判・全記録』[現代企画室編集部 1988]に詳しい。アイヌ民族に関する分野にとどまらず、写真資料等を取り扱う者にとっては、教訓に満ちた係争の記録集である。

もっとも重要な争点は何だったか。1988年9月20日に原告・被告両者が同意した和解条項の第一に掲げられた「おわび」と題する被告連名による書面は、筆者には意外だったが、簡素な文書な

ので以下に全文を引用する。「貴殿が、ムックリを吹鳴している写真を、高倉及び犬飼らが監修し、第一法規出版株式会社が出版した『アイヌ民族誌』（初版昭和四十四年三月二十五日）に、無断で掲載し、貴殿の誇りを傷つけましたことは、誠に遺憾であり、陳謝します。」[現代企画室編集部編 1988: 275 頁] となっている。係争上の最重要点がここに織り込まれているとみなすと、その第一点目は肖像写真を原告に「無断で掲載」したこと、第二点目は原告の「誇り」を尊重せず傷つけたことである。

これら主要な係争点に対応して教訓を読み取るとすれば、それは第一に、今日的には広く流布するようになった概念である「自由な事前の(十分な)情報に基づく合意形成の原則」(FPIC = principle of Free, Prior and Informed Consent) を遵守する必要があるということだ。FPIC の原則は、たとえば 2007 年 9 月 13 日に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第 19 条に「国は、先住民族に影響をおよぼすおそれのある立法上又は行政上の措置をとり、及び実施する前に、当該先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意を得るため、当該先住民族自身の代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し、及び協力する<sup>(30)</sup>」と盛り込まれているように、国際的には一般化しつつある法的概念である。国策レベルで適用される概念としてだけでなく、日本国内でも医師・患者間の「インフォームド・コンセント」の必要性が提唱され定着しつつあるように、個人レベルでも適用される普遍性を有する原則だと考えるべきであろう。

世界銀行が関与するような大規模開発プロジェクトや国連のような国際機構において、とくに先住民族の権利を擁護する観点からこの原則の重要性が認知され尊重されるようになっていく過程については、苑原俊明 2007 などの先行研究がある。しかし、個人レベルの問題への波及、適用までを具体的に考察した論述は、管見の限りなかった。本共同研究のチームは、個人の肖像が撮影されている写真資料を取り扱う場合、必ずしも FPIC 原則をそれとして明確に意識しながら行ったわけではないが、実質的には同様の考え方にそって慎重に取り組むことが心がけられた。チームとして具体的な作業に臨む際の考え方と実際に払った配慮、工夫等については本報告書中にある内田論文に詳しい。

読み取るべき教訓の第二は、「誇り」の核にあると考えられる民族的アイデンティティへの配慮である。当該裁判においては、「訴状」(1985 年 5 月 23 日)にあるように、アイヌ民族を「一方的に「滅びゆく民族」と決めつけ、しかも人間標本的に紹介することは、現に存在し、生活している民族の各構成員の、民族としての誇りを著しく傷つけるものである」[現代企画室編集部編 1988: 13 頁]として告訴があった。「民族」概念そのものをめぐってさまざまな見解、論議があるのは研究者間では周知の事態ではある。だがそれゆえにこそ、学術的な専門性を掲げるのであればなおさら、特定の民族を「滅び」の文脈での「語り」にのみ、安易に結び付ける著述は戒めなければならない。

念のために言い添えると、文化の表象・表現に関わるこうしたトラブルを避けるための配慮を優先させ、誤解を生じさせやすい術語の使用は避けるべきだといった処世の策を説いているのではない。十分なものではないけれども、第一章・第二章をはじめ筆者の論考全体は、アイヌ民族が滅びゆくかのようにみなす立場の対極にあり、その過誤を正す意図をもちながら事実とそれにもとづく見解を提起している。また、共同研究構成員は、アイヌ民族系、非アイヌ民族系を問わず、「滅びゆく民族」などとの語りに無自覚に囚われたりはしない点で、基本的な立場や見解を共にしているものと思う。

### ●事例B：二風谷ダム裁判 —「先住民族」との認知—

チカップ美恵子氏を原告とした肖像権裁判の和解後、1990年代後半にいたって同じ司法分野で重要な判決が出た。いわゆる二風谷ダム裁判判決である。経過と記録のまとめは萱野茂・田中宏編1999『アイヌ民族二人の反乱 —二風谷ダム裁判の記録—』に詳しく、またその意義についてはさまざまな立場からの言及があるが、ここでは本論考の主題との関わりで次の点を指摘しておきたい。前項で述べた肖像権裁判と二風谷ダム裁判の係争点には通底する相似性があった。それは、第一にFPICの原則が踏まえられなかったことであり、第二には民族の存在と誇りを認知させることが提訴を支えた心的要因であった点である。

第一点目については、判決理由文が「必要な調査、研究等の手続きを怠り、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視」と、被告である国・道機関の過誤の核心を指摘している。第二点目については、ダム自体の存否が最重要争点であるかのように報道などでは扱われがちであった。しかし、いわゆる事情判決で、すでに完成し湛水しているダム本体そのものの存続を是認する内容だったにもかかわらず、原告側は裁判終了直後の記者会見で、「先住民族と認める」、「全面勝訴」の張り紙を掲げた。<sup>(31)</sup>理由文に先住民族として認定する論理を明示し、かつダム建設過程に違法性があったとの判断が盛り込まれていたからであった。

相似性を有する二つの係争であったが、他方で重要な相違点として二風谷ダム裁判を特徴づけるのは、先住民族だと認めたうえでアイヌ民族の文化享有権が根拠付けられた点である。1980年代後半の肖像権裁判では前記『アイヌ肖像権裁判・全記録』に依る限り、先住民族としての権利問題は訴訟をめぐる論議の中でまったくと言って良いほど論点になっていない。国連総会が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択したのは2007年だが、これに向けた動きは1990年代に入ってから本格化しており、日本国内でも先住民族問題の動向に関心が広がりつつあった。10年に満たない間の両裁判の様相を異なるものとしている要因の一つは、国際環境の変化だと考える。<sup>(32)</sup>第1章・第2章で論述の対象とした1990年代から21世紀初頭にかけては、アイヌ民族をめぐる社会政治状況が海外の動きと連動して急速に推移した時期なのだった。

共同研究が進められていた期間に、このような流れは劇的と言ってよいほどに急展開した。ごく近年の動きであり全国的な報道も多かったが、背景情報等を略し、事実経過だけを簡略に記す。2007年9月13日、前述の国連先住民族権利宣言の採択。国内では2008年6月6日に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」を衆参両院で議決。これを受けて同日、内閣官房長官談話で「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である」との政府の認識を示し、総合的な施策確立に向けて「有識者懇談会」を設置する旨を表明。2008年8月11日に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」第1回会議。以降、毎月1度のペースで会議が開かれ、2009年7月27日に「報告書」を発表。同年9月には政権交代があったが、この報告書をアイヌ政策の基調とする立場は変わらず、同年12月に施策のより具体的な検討に向けて内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を設置。翌2010年1月29日にその推進会議第1回会議が開催された。<sup>(33)</sup>

本論考に関わって特記すべきは、二風谷在任の共同研究メンバーにとって国際的な、あるいは国政レベルのこうした動向が日常から遠いところの動きとしてあったわけではないことだ。たとえば、

二風谷ダム裁判においては一人が原告としてまさに当事者であったし、また別な一人は父親が原告であった。2008年のG8北海道洞爺湖サミットを前にした7月1～4日、二風谷と札幌を会場に開催された「先住民族サミット アイヌモシリ2008<sup>(34)</sup>」という大規模な国際会議に総括代表として参画したり、あるいは「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が同年10月に実施した地方視察の際には、アイヌ協会平取支部役員としてヒアリングに臨んだりといったように、勢いを増しつつある先住民族の権利問題に関する国際的な潮流と直接に密接な関わりをもっていたと言って良い。その問題意識はどのようなもので、その中では、マンロー関係資料の調査研究プロジェクトがどのように位置づけられているのだろうか。研究協議のいっそうの深まりが、<sup>(35)</sup> 今後は期待できよう。<sup>(36)</sup>

### ●事例C：アイヌ文化環境保全調査を通じて

作業を進める中で、スタッフ間で論議された問題を意識しながら、何が問われていたのかを、筆者の関心に引きつけて整理しておきたい。いまふりかえれば、さらに深刻な思考の掘り下げと協議の積み重ねが必要で、そうすることでプロジェクトの成果がいっそう豊かになるであろう課題群が、取り組みの早い段階において提起されていたのだった。

ここではマンロープロジェクトそのものではなく、筆者が同時期に平取町立二風谷アイヌ文化博物館の学芸員として任にあっていた「アイヌ文化環境保全対策調査」(以下、単に「文化環境調査」などと表記する場合が多い)から事例を取り上げ論じてみたい。この調査は、国土交通省北海道開発局が進めようとしている沙流川総合開発事業の内、とくに「平取ダム」建設工事に伴って生じるアイヌ文化への影響を検討するべく続けられてきた文化環境面のアセスメントであり、また対策の試行という側面をも有する事業である。平取町(役場・教育委員会)が編成する調査室が中心となって業務を進めてきた。詳しくは、事業開始後3年間(2003年4月～06年3月)の成果をまとめた『アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書』と、その後毎年度まとめられている『調査報告書』を参照<sup>(37)</sup>いただきたい。本共同研究との関係で特記しておきたいのは、調査スタッフが海外もふくめた先行事例を参考にしながら「調査倫理基準」を作成し、それを基軸にして作業手順をマニュアル化したことなど、協力者をはじめ事業従事者の人権に配慮して業務の体系化を試みた点である。<sup>(38)</sup>

筆者がこれから提示する事例を通じて論述しようとするキーワードは二つで、「当事者性」と(研究成果の)「還元」である。どちらも、調査研究の過程や事後に、とくに「調査される側」の権利を考慮し、擁護しようとする際に、頻出すると言って良い術語だ。

#### 〈当事者性〉

次頁の図1は、<sup>(39)</sup> 文化環境調査によって所在が明らかになった、アイヌ民族の精神文化において重要なある場所(信仰対象地)について、何らかの関わりを有する人たちの「当事者性」の度合いを図示しようとする試みである。図中の周縁部に並んでいるレーダーチャートは、調査協力者への聴き取りなどで判定した関係性の度合いのグラフ化であり、主に「主観的価値」の有りようを表現しようとするものだ。

中央部の図では、x軸が地縁・血縁による関わり**の強弱の程度を表す**。右に行くほど、関係性が強いことを意味する。y軸は社会的立場や活動との関わり**の強弱を示す軸**であり、上に行くほど強い。したがって、たとえば筆者のように血縁による先験的な関係性は強くはないが、文化環境調査

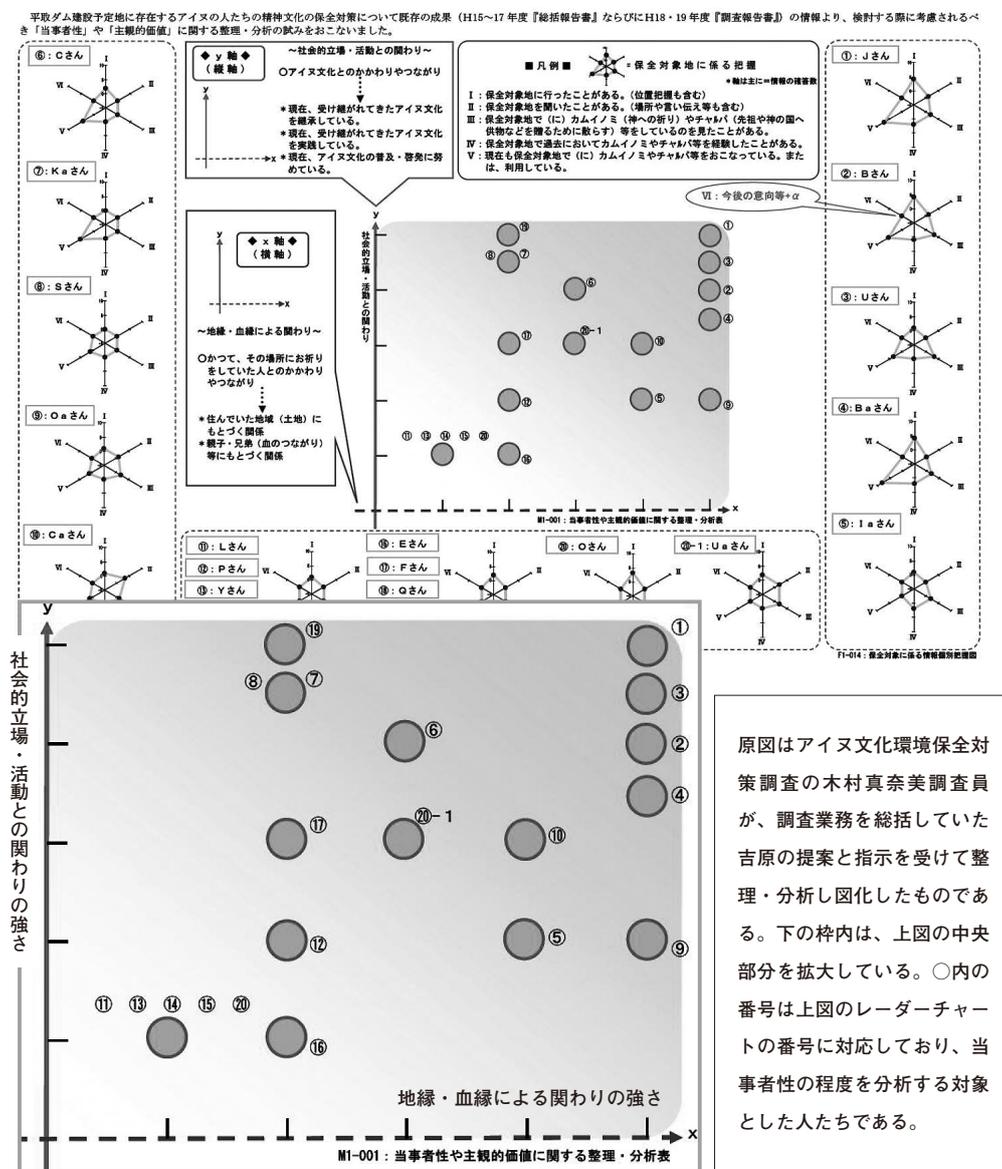


図1 「当事者性」の程度などを整理・分析・可視化するための相関図(試案)

※アイヌ文化環境保全対策調査室・平取町教育委員会（文化財課）編2007『アイヌ文化環境保全対策事業調査報告書—沙流川総合開発事業の内平成18年度平取ダム地域文化調査業務』第I章19頁の図「保全対象に係る情報個別把握図」に、筆者が一部加筆・編集した。

に従事することにより、社会的立場・活動の面で客観的関係性が強い者は図中で、⑦・⑧・⑯あたりに位置することになる。先祖や近い肉親が保全対象地との関わりがあり、かつアイヌ協会支部役員であり、また文化環境調査の検討委員会メンバーであるような人は、右上の①・③あたりのエリアに位置するわけだ。

「当事者性」の強弱をヴィジュアルに示そうとするこのような試みは、開発行為者が保全対象地を今後どのように扱うかを決めていくために、作業の目安を与えようとの意図に発している。この方策案の基礎にしようとしているのは、次のような考え方だ。

…信仰観に根ざした由緒ある場であるならば、その価値についての判断は、信仰主体のあり方に即して次のようないくつかの方途、検討段階を想定すべきであろう。

まずは、個人に係わる問題として。次には、直接的な血縁・地縁を有する人たちの共同体に係わる問題として。さらには、多くのアイヌ民族の意見を代表する組織に係わる問題として。それぞれの当事者性に則して見解が問われるべきなのではないだろうか。

[アイヌ文化環境保全対策調査委員会ほか編 2006 : 27 頁]

歴博共同研究のような場合においても、デリケートな資料・情報を誰が保管し、利用・公開等の許諾を誰が行えるのかなどの判断をしなければならない場合に、図1に示したような工夫が、事態の性質や関係性の強弱の度合いを可視化し、問題解決を容易にする有効な方途となるかもしれない。

#### 〈還元〉

キーワードとして設定しながら、「還元」が重要だと説こうとしているのではない。むしろ逆で、研究のあり方について論じられる際に用いられてきた、成果の「還元」という語と、それを使用することで想定されているらしい行為の、実効性に対する疑問を呈しようとしている。また、今次共同研究のスタッフ間でこの語をめぐる論争があったかと言えばこれも逆で、少なくとも筆者の知る限り、協議の中で強く意識されたり、多用された語ではない。その必要があまり感じられなかったからだ、というのが筆者の見解である。そして、必要性が希薄だった主な要因は、共同研究のメンバー構成とスタイルにあったと考えている。ある集団からいったん外部に持ち出されて集約されたり加工されたりした資料・情報が、もとの帰属集団に何らかの形で戻されるという意味での「還元」は、「当事者性」の高いスタッフの参画下では課題として強くは意識されなかったのだ。

より重視され議論もされたのは「公開」のあり方、とくに「地元」におけるそれについてだったように思われる。この場合の「地元」は、主に平取地域からの参画メンバーにとっての、ということだ。結果的には、たとえば桑山敬巳 2007 が人類学の研究史をふりかえり、事例紹介もしながら適切に指摘しているように、「端的に言えば、欧米列強（および日本）の植民地主義にルーツを持つ人類学は、研究する者が研究される者より圧倒的優位にあった」(371 頁)のとは異なったネイティブと非ネイティブの協同を基調とした調査研究の試みがなされたと私見では捉えている。「結果的に」と前置きするのは、始める前あるいは途中で、そうした企図や意義づけが殊更に強調されて記されることが、明示的にはなかったからである。<sup>(40)</sup>

しかし、少なくとも共同研究に参画した平取地域のスタッフには、調査事業の協同的な進め方に関する一定のイメージと経験があった。と言うのは、前述した「文化環境調査」における貝澤耕一氏や萱野志朗氏の関わりや、貝澤徹ほか編 1998 『アイヌ伝統工芸振興のための課題と方策に関する共同研究』にあるような、先行する、または並行する取り組みがなされてきたからである。ここでは多くは論ぜず、前記『総括報告書』から「地域住民の主体的参画による調査」を標榜した事業体制に関する概念図とそれへの説明を引用しておく(図2)。言うまでもなく、こうした体制などによって従来論じられてきた調査研究という営為をめぐる様々な問題点が、きれいに解消されたとする極論の主張を意図してはいない。さらなる厳しい実践的検証こそが大きな課題であり、今後を

期したい。

また、念のため付言し確認しておきたいのは、ここで問うているのは倫理的問題だけではなく、事実を正確に把握するという実証性・科学性を向上させる問題でもある点だ。次の事例による指摘が端的でわかりやすいだろう。小谷凱宣編 2004a・2004b には海外のアイヌ文化財に関する精緻で膨大な作業の成果がまとめられており、きわめて（を繰り返したいほど）有益な共同労作である。だがそれだけに、筆者にはとても残念に思われるのだけれども、「沙流川流域では、平取と二風谷にはいまでもアイヌが居住しているが、それよりも上流よりのペナコリ、長知内、幌去などは地名は残っているものの、アイヌは居住していない。」「小谷 2004b」との事実誤認がある。これは現にペナコリ、長知内、幌去よりもさらに上流域にある振内地区や貫気別地区の住民をはじめとするアイヌ民族系の調査委員（アイヌ協会平取支部役員などを含んでいる）や調査業務員が、構成比から見れば過半数を占めて参画し続けている文化環境調査、あるいは歴博マンロー関係資料共同研究のような編成のプロジェクトであれば、生じる可能性がきわめて少ない類の過誤である。当事者性が強いアイヌ民族系の人たち、地域の人たちの参画を重視するのは「事実を正確に把握するという実証性・科学性を向上させる問題」だとする意図が理解できるかと思う。

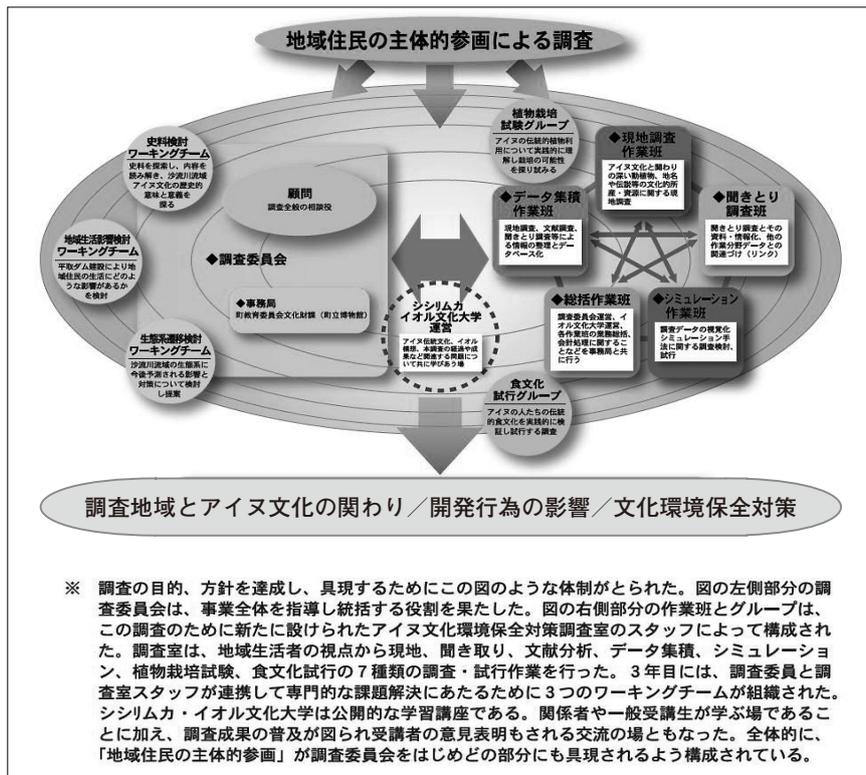


図2 アイヌ文化環境保全対策事業における調査体制の概念図

※アイヌ文化環境保全対策調査委員会ほか編2006『アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書』9頁の図を補正。第I部「調査委員会意見とりまとめ」中の図である。図・説明の原案は調査委員会事務局担当の吉原による。

### (3) 先住民族の権利問題に関する研究の動向から ―知的財産、文化遺産を中心に―

「マンロー関係資料研究・活用上の地域的諸課題」について、北海道平取地域におけるアイヌ文化継承の現状に即して考察しようとする作業を行ってきた。限られた一つの地域に視座を据えているとは言え、グローバル化が進む今日では、いわゆる国際社会の関連動向への目配りもまた欠かせない。何よりアイヌ民族系の人たちが国境を越えた交流を急速に拡充しつつある趨勢が、本稿のこれまでの論述からも了知されよう。

では、先住民族と文化遺産・知的財産の問題は、日本における学術研究の分野でどのように論じられてきたか。もちろん海外における時流に影響を受け、場合によっては与えもしながらではあるが。本研究ノートも最終項となるが、この点について概略しておく。

21世紀最初の10年間、日本国内におけるこの分野の研究はようやくに進展の速度を増しつつある。より正確で慎重な表現を期せば、その兆しが現れてきたと言うべきか。何となれば、世紀の変わり目の時点と現在、つまり本稿で「二風谷マンロープロジェクト始動前夜」としている時期と現在(2010年3月時点)とでは、様相がさらに異なってきているからである<sup>(41)</sup>。

前世紀終盤の日本においては、文化人類学(民族学)領域を中心とした先住民(族)研究の賑わいにもかかわらず、特有な面を有するその権利問題について、海外の動向紹介を超えて専門的な検討に踏み込んだ論考は多くはなかった。ましてや、アイヌ民族の現状についてある程度具体的に了解・留意しつつ論を展開する仕事は限られていた。また、そのようなスタンスでの著述は、国の政策(先住民族政策としては無策な状態だった)に批判的な市民運動・社会運動に携わる人たちに委ねられるべき行為だと見なされる傾向が強かったと言えるのではないだろうか。

対比して、2009年7月に発表された内閣官房の審議機関である「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(以下「アイヌ政策懇」と略記)の「報告書」が、今日的な様相と方向性を象徴的に表象している。報告書は第3章「今後のアイヌ政策のあり方」で、「①先住民族という認識に基づく政策展開」が必要だとした上で、「②国連宣言の意義等」では、前年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関して、「我が国としても、同宣言の関連条項を参照しつつ、現代を生きるアイヌの人々の意見に真摯に耳を傾けながら、我が国及びアイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策の確立に取り組んでいくべきである。」とした。福田康夫と麻生太郎、二代の首相のもとで、政府中枢にある内閣官房長官管下の諮問機関が出した結論である。

アイヌ政策懇報告書に盛られた政策提言は少なくともこの部分に限っては言えば、先住民族の権利問題に関する研究や世論の成熟がもたらしたものではなく、むしろそれらを促す政治的作用を期待したものであろう。とは言え、関連する学術研究領域の蓄積にはすでに一定の厚みが形成されている。十分な包括的把握と専門的吟味には力が及ばないが、本論考の主題に関わりの深い知的財産や文化遺産の保護に限って見てみよう。

先住民族と知的財産の問題に関する共同研究のまとめとして注目すべきなのは、21世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」プロジェクトの先住民族関係の諸論考である。青柳由香 2005、黄居正 2008、常本照樹 2005、長谷川晃 2006、Brad SHARMAN and Lenne WISEMAN (鈴木将文訳) 2008、吉田邦彦 2005 らによって、問題をめぐる現実と研究状況を双方俯瞰できる。また、重要な論点群を整理し、専門的な掘り下げがどこまで進んでいるかを了解する

のに好適な研究成果の集積ではある。しかし、博物館所蔵資料を取り扱う際に生じる法制実務面の諸問題にまで具体的な指針を与えるような課題設定は行ってはいなかったようだ。

この点に関わって、「先住民族の文化と知的財産の国際的保障」との主題に則して、広く見通しが効き要を得た知見をもたらしている常本論文は、「西欧型の知的財産の概念と先住民族の考え方には実質的なずれがあるともいわれ、理論的にも実務的にもよりいっそうの検討の深化が求められている。本稿の目的は、このような問題状況を概観し、今後の検討への素材を提供すること」〔常本 2005: 16 頁〕としている。北海道大学が 2007 年 4 月にアイヌ・先住民研究センターを開設し事業拡充を積極的に進めていること、センターの構想実現に尽力し初代センター長に就任した常本氏が前記アイヌ政策懇の委員となり、その報告書を受けて内閣府審議機関として新たに設けられたアイヌ政策推進会議に委員<sup>(44)</sup>（主にアイヌ民族に関する全国的な実態調査を担当する第二部会の長）として参画していること、旧マンロー邸が北海道大学文学部二風谷研究室として管理されており、高まってきたマンロー顕彰の機運を受けて施設のあり方について検討を進めていること、北海道大学自体がマンロー関係資料を多数所蔵していること、これらの諸点を考慮すると、アイヌ先住民研究センターを中心とする北海道大学における関連研究の動向は、二風谷マンロープロジェクト<sup>(45)</sup>にとっては注視し続けるべき重要関心事となろう。

本研究ノートにおいて既述のものをふくめ、先住民族の権利問題に関する起源や歴史、現状、展望に関しては相内俊一 2004、上村英明 2004、加藤博文 2010・2009、スチュワート・ヘンリ 2007、苑原俊明 2009、常本照樹 2000 及びそれらの論者による関係著述を通じて理解を深められる。関係文献を渉猟しきったわけではないが、あらためて感じられるのは文化人類学などもふくめた広義の関係論考が意外に多数にのぼるとの印象である。だが一方で、アイヌ民族の実情を踏まえながら文化分野におけるその権利伸張に寄与しようとする専門的な仕事が、予想以上に少ないと実感せざるを得ない。そうした中では、苑原俊明 2006 が文化遺産の国際的保護に関して、その推移を示しつつ、アイヌ民族の現状と今後<sup>(46)</sup>に結びつけた検討を行っている。また、前出のいわゆる FPIC 原則について、先住民族の権利行使過程の重要な一環との観点で論じた苑原 2007 からは、実践的に応用しうる参考情報を多く汲み取ることが可能であろう。

「権利」を主題としては掲げていないけれども、特記したいのは言語学の分野における二つの論考である。中川裕 2004 は、「アイヌ語音声資料アーカイブの必要性」について説いている。「人員の確保」、「利用者の権利」、「資料提供者の権利」、「システムの公的な保証」、「利用手段」など、実現に向けた要検討事項を整理しながらの論述である。「記録された人」の心情に思いを致しつつ刺激的な提案をふくんでいるが、資料の公開・活用により「過去の遺産の活性化」を導くためには避けられない問題を提起しているものと了解し、共鳴するところが多い。

同じく言語研究を専門とする立場から、奥田統己 2001 の「研究者の倫理的基盤」に関する自他への鋭い問いかけを伴う論理上の追求姿勢は厳しい。しかし、アイヌ語の話し手たちの「思い」や「希望」といった因子に重きを置いているがゆえに、その論理の展開は「基本的な公共の利害関心として、一人一人のアイヌの人の自己実現を妨げないこと、を忘れてはならない」との結論へと導かれている。真摯な内省を繰り返すこととあわせて、繊細な受信・受容感覚をはじめ人間的な（ある意味であたりまえの）相互尊重精神・能力の修練を促すものとして筆者は受けとめており、これも特

記しておきたい。当然だが、法制面での権利拡張だけでは実現し得ないものがある。

海外にはやはり、関連する分野の研究と実践の両面において豊饒な世界が広がっている。本論考に向けた取材としてはICOM-ASPAC（国際博物館会議アジア太平洋地域協議会）日本会議<sup>(47)</sup>を傍聴したり、苑原俊明氏から資料提供とご教示を受けたりなどした。これらからあらためて強く感じられるのは、たとえば博物館（界）が先住民族の権利尊重に取り組むことを通じて獲得された理論面・倫理面での成果が、先住民族の権利問題としての範疇にとどまらず、博物館（界）全体のあり方に関する理論・倫理へと成長していく強い流れである。残念ながら、日本国内ではまだか細いと言わざるを得ないこの流れを促進する力を生み出す深部の源となっている核心的なコンセプトは何か。それを探り、敢えて表現するとすれば、“文化的多様性に対する貢献”にあると、いまのところは考えている。この問題に関する踏み込んだ検討は別な機会を期したい。

\*\*\*\*\*

第1章の①～③、第2章の④・⑤に続き、第3章における論述の小括をしておこう。

⑥「人権と資料公開」のあり方を問うという初発の分担課題に応えるべく考察を進め、まずアイヌ民族系の人々が共有する知的公共財の豊富化をめざすという企図について提起した。これはマンロー関係資料にとどまらない、アイヌ文化に関する調査研究の長期的戦略目標ともしうる。

⑦いくつかの事例を通じ、文化表象との相関に留意しながら権利の問題を省察した。いずれも平取地域と関わりの深い活動や事業の例である。こうした分野において経験知と学知の蓄積が豊かな地域的・民族的共同体が、この地にはあるのだと言えよう。民・学・官の協働を深めるには好適な環境なのだということをあらためて確認し、今後を期したい。

⑧論述の対象とした時期に、知的財産・文化遺産と先住民族の権利問題に関わる分野において国内の研究活動で成された進展を確認し、その一端でしかないが参考に供した。早い段階でこの分野のリサーチと共同研究スタッフ間の論議を深めておくべきだったとの自省はある。とは言え、歴博という機関の守備範囲においては、総じてこれまで配慮と情報が希薄だったと思われる領域に、新たな知見をささやかながらも付与できたかと思う。

⑨第3章の論述とした「研究・活用をめぐる地域的課題」について、副題で「先住民族の権利問題と文化表象との相関に留意しながらの考察」と掲げた方向性と位置づけにふさわしいほどに、整然と深められたわけではない。とりわけ「文化表象との相関」については、検討の入り口によくたどりついたという感がある。だが、権利の問題に関する学術面・実践面での丁寧な探求の積み重ねが、文化表象のあり方に良い影響をもたらすだろうという筆者自身の予見への思いは強くなった。ここで「良い影響」というのは、いままでよりは地域住民・アイヌ民族本位に展開されるのではないか、<sup>(49)</sup>という主旨である。

総じて、マンローが残していったのは、後世の人びと、とくに平取町二風谷地区をはじめとする地域の人びとが、文化と暮らしのありようをふりかえり見つめ直すための貴重な資料群であるとの認識をあらためて強調したい。加えて、これらは慎重に、だが積極的に研究・活用されるべきであり、その過程においては、地域の人びとの主体的参画が具現されることが、もっとも基本的で戦略的な課題となるべきとの見解を共有したい。

## むすびに

海外の博物館等に所蔵されている「アイヌ資料」・「アイヌ民族資料」が約 13,500 点、また国内では約 60,000 点になるというのが、20 年以上をかけた継続的な調査活動がもたらした重要な知見である〔小谷凱宣<sup>(50)</sup>2004〕。これらはいわゆる「民具」や「生活用具」、あるいは「標本」と称される類の資料であって、さらに膨大な数の写真・動画・図画・音声・文書等の資料が日本国内外に存在するだろう。この国立歴史民俗博物館共同研究「マンローコレクション研究」もまたそうであるように、在国内・在外国の資料群を照合、比較、分析する調査研究が今後いよいよ活発になり、進展していくものと予想される。

アイヌ文化をめぐるそうした趨勢の中で、これからますます顕著になるだろうし、また不可逆的でもある太いトレンドの一つは、アイヌとしての民族的アイデンティティを有する研究者・専門家が成員に加わって協働のチームが編成される動きだ。歴史の評価として、20 世紀の終盤から 21 世紀の初頭にかけては、調査研究スタイルの転換期でもあったと評すべき現象が生じ定着しつつある。そのケーススタディの、注目すべき一つになるだろうとの展望を持ちながら歴博プロジェクトに加えていただき、この研究ノートを綴ってきた。「マンロー関係資料研究・活用上の地域的諸課題—北海道平取地域におけるアイヌ文化継承の現状に即して—」とした主題に応じて十分な論述ができたかと自問すると、否と自答せざるえない。だが、次のような企図からする事実の提示を行い、考察と実践を深めていくための足場はある程度整えられたかと思う。

先住民族としての「権利」の問題を重視して論じたが、それがどこからか何かによってもたらされた僥倖としてあり、ある状況下で自然と、あるいは偶然に具現されたかのような見方をしないよう自他に戒めたい。“アイヌ民族には先住民族としての権利があり、海外における先住民族運動が活発になるにつれて日本にも波及してアイヌ民族をめぐる社会状況が好転した”。ひどく極端な筆者自作のサンプル文だが、表層をなぞっただけのこうした言説が将来流布しないようにしたい。第 1 章と第 2 章で、マンロー共同研究開始期までの地域の事情をやや詳しく伝えたくて第 3 章の論述をしたのは、その地に根ざした人びとの努力、どこまで意識的だったかを問うことは俄には難しいけれども、その蓄積があったからこそ共同研究が成り立ち一定の成果を納め得たという、至極あたりまえの応報が、アイヌ民族をめぐる動きの中でも現にあった事実を示したかったからだ。

本共同研究で問われていたような資料と権利をめぐる理論・実務両面の課題に、方向性のレベルではなくて、こと細かな回答を即座に与えるような先行の事例や業績がないのであれば（内外の参考事例の検討が不十分だったり、未消化だったりもふくめ）、自分たち自身が実効性ある体系を創りあげる作業に努めるべきで、これが次の段階における目標となろう。かなうことなら、そのための場が歴博を中心に引き続き設けられることを望む。

なお、冒頭に北海道大学文学部二風谷研究室（旧マンロー邸）の庭に設置されているマンロー博士顕彰碑の銘文を掲げた。ニール・ゴードン・マンローという当事者自身は、おそらく「この国の人類学の先駆者『先史時代の日本』『アイヌの信条と文化』の著者」としてのまっとうな評価をもまた望んでいたのではないかと推察する。ここでは最小限、地道に継続されてきた学史の観点からする再認識の試みが、成果をあげつつあることについて指摘しておきたい。近年では、たとえば岡

本孝之 2008, ラファエル・アバ 2008, 2006<sup>(51)</sup>がある。両氏からは直接に懇切なご教示も受けた。この方面における研究の広がりや深まり、それに伴う成果の活用も不可欠であり、得るものも多いだろう。重要な地域的課題の一つである。さらに付け加えるならば、歴史と民俗(民族)<sup>(52)</sup>の視座を統合して人間文化を探求すべく活動している国立歴史民俗博物館という国レベルの研究教育機関にとっても、本稿で述べてきたような諸課題や学術、世情の動向への対処が、いっそうに緊要となってきたのではないかと考えている。

これまでにご配慮とご協力をいただいた方々を思い浮かべながら、感謝の念と共に研究ノートの綴りをいったん結ぶ。

## 註

(1)——平取町二風谷にあるマンロー博士顕彰碑を建立する経緯については、二風谷自治会編 1983: 258-260 頁、桑原千代子 1983: 79-82 頁、出村文理 2006: 14 頁・137 頁、萱野れい子著/須藤功編 2008: 28-29 頁を参照。

(2)——写真撮影はいずれも吉原秀喜。上段が 2006 年 6 月、下段 2 葉が 2009 年 10 月の撮影である。

(3)——この研究ノートで、たんに「マンロー」と表記する場合は、ニール・ゴードン・マンロー (Neil Gordon Munro: 1863-1942) のことを指している。

(4)——共同研究チーム構成員の氏名は次のとおり (50 音順)。括弧内は 2006 年の共同研究開始時における所属機関等である。

【共同研究員】内田順子(歴博)/岡田一男(下中記念財団)/佐々木史郎(国立民族学博物館)/佐々木利和(文化庁)/手塚薫(北海道開拓記念館)/出利葉浩司(北海道開拓記念館)/宮田公佳(歴博)/森岡健治(沙流川歴史館)/吉原秀喜(平取町立二風谷アイヌ文化博物館)

【研究協力者】貝澤耕一(平取アイヌ文化保存会事務局長・農業)/貝澤徹(工芸家・民芸店経営)/萱野志朗(萱野茂二風谷アイヌ資料館館長)/山岸俊紀(北海道ウタリ協会平取支部事務局長・平取町役場職員)

(5)——アイヌ民族系の人たちが関わった例では、「人類館事件」が起きた 1903 年の大阪博覧会(第 5 回内国勸業博覧会)がよく知られている。この博覧会に関しては、近年ではたとえば松田京子 2003『帝国の視線』によるまとまった論述がある。また、1904 年にはセントルイスでの万博に、1910 年にはロンドンでの日英博覧会に平取の人たちをふくむアイヌ民族の一行が展示のために出向いている。ただし、ここで留意しておきたいのは、たとえば川上勇治 1983「二風谷のエカシ、明治四十三年ロンドンへ行く」に聞き書きで記されているよ

うな当時の状況や語り継がれている土産話などから推測されるのは、強制され唯々諸々と連れられて行き、暗澹たる時を過ごして失意の内に戻ってきたといった風な人の姿ではないことだ。さらに連想するのは人類学者の鳥居龍蔵が、これら博覧会に少し先行する時期、1895 年の出来事としている逸話である。そのころ東京大学に職を得たばかりの鳥居にアイヌ語を教えていて、彼の自宅で暮らしてもいたパラサマレックというアイヌ人(当時 35, 6 歳とされる)が、相談をもちかへてきた。パラサマレックを北海道から連れてきた地質・鉱物学者の神保小虎が、遼東半島の調査に同行させると言っているのだが、なんとしてもいやなので鳥居がかわりに行って欲しいという頼みだった。鳥居は交替に同意した。その後の経緯で、鳥居と神保との同行は結局なくなったのだが、これが鳥居が初めて海外フィールドワークに出るきっかけになったとの回想である[鳥居龍蔵 1953: 49-50 頁]。過ぎし日の先住民族に対する調査研究の有りようを批判的に描くあまりに、人びとの感情・意志・行動のこうした交錯の事実を削ぎ落とさないように自戒したいと思っている。だがそうすると、さて、現在の調査研究をめぐる状況はそのころと決定的に変化したのだろうか、との疑問も生じるが、それを意識しつつ本稿を綴っている。なお、パラサマレックと神保小虎、鳥居龍蔵の関わり方の経緯については引き続き調査中である。

(6)——マンロー関係資料について人間文化研究機構国立歴史民俗博物館による共同研究プロジェクトとは別に、先行する 2002 年マンローコレクション展のころから、「二風谷マンロープロジェクト」との呼称を筆者などが使用してきた経緯がある。これを踏まえつつ、筆者が本稿で「二風谷マンロープロジェクト」と表現する場合は、特定の助成事業などに対応した名称ではなく、より広義に、平取町二風谷地区を中心とした地域における

マンローの顕彰や、彼に関わる資料の調査研究、活用に関する活動全般を包括的に指す用語である。事業・予算枠に対応した個別プロジェクトの名称等についての詳細は、この報告書に収載の内田順子「研究の概要」を参照いただきたい。

(7)——歴博との関係では2003年シンポジウムの後、共同研究：歴史展示における「異文化」表象の基礎的研究(2003～05年度)に途中から加えていただくことになり、2005年6月25日には研究会で「アイヌ民族の表象とアイヌ民族による表象—北海道二風谷における事例を通じての考察—」と題する報告を筆者が行った。また、同年9月17日には同共同研究メンバーによる平取町立二風谷アイヌ文化博物館で「現地調査」が行われた。(久留島浩・小島道裕 2008 参照)

(8)——〈Ainu—Spirit of a Northern People—〉展の1999年4月1日からのオープニング・イベントに立ち会った人たちの感想は概ね好意的だったし、強い刺激となった旨の感想が多かった。筆者自身は、同年5月に私的な旅行でワシントンD.C.を訪ね同展を見学した。同展開連イベント参加者の感想としては、たとえば川村兼一・高木喜久恵・中本ムツ子の3氏と筆者による公開討論の記録「アイヌ文化の“継承”と“発展”について考える～伝統芸能の分野における実践事例を中心に～」(アイヌ文化振興・研究推進機構 2001: 28-59 頁)を参照。

(9)——国立民族学博物館、東京国立博物館などの国際先住民年〈International Year of the World's Indigenous People〉に開催された企画展は、翌1994年に社団法人北海道ウタリ協会が催した、同協会としては初めての本格的な展覧会事業である「ピリカノカーアイヌ文様から見た民族の心—」展の開催へと連動していった。

(10)——吉原秀喜 1999: 377-378 頁。「二風谷アイヌ文化博物館の位置と役割」は日本語原題であり、図録では単に〈The Nibutani Ainu Culture Museum〉となっている。また、ここでの引用文は筆者の日本語原稿からのものである。

(11)——「人びとの意識に大きな変化があった」端的な例として、アイヌ文化保存・伝承のための著述や活動に長く携わり、その業績にたいする支持を基盤としてアイヌ民族系では初めて国会議員(参議院比例区選出)となった萱野茂氏の率直な回顧が、20世紀後半期の数十年間に生じた事態の変化をわかりやすく表現してくれているので、以下に引用する。1979年に刊行された自著の民話集が、1999年に『アイヌの昔話—ひとつぶのサッチポロ』として装いを新たに出版された際の「あとが

き」からである。

「この本が初版として世に出た1979年と現在では、アイヌ民族自身の考え方、そして私自身がかつて持っていたアイヌ語に関する悲観的な見方も、大きく変わってきました。

以前には、アイヌの民具を収集しあるいは古老を訪ね、録音することに対し、同族であるアイヌから白い目で見られたものです。ところが、私自身が自費で開設したアイヌ語教室が呼び水となり、北海道庁が助成金を出し、現在は道内11カ所にアイヌ達がアイヌ語教室を開いています。これは何を意味するかというと、民族自身が己が文化に目覚めた証であり、私にとってはいい意味で目算がはずれたこととなります。」[萱野 1993: 231-232 頁]

アイヌ語が、生身の人間による日常会話などにほとんど使用されなくなってきたという意味での言語の大きな危機は、今もきわめて深刻ではある。とはいえ、平取町二風谷アイヌ語教室発足時における運営委員の一人だった筆者から見ても、萱野氏がこのように述懐しているアイヌ語をめぐる状況の変化は、その渦中にあつた者としては、とても劇的であつたと言って良い。

(12)——民族学(文化人類学)と民俗学、そして歴史学、主にこれらの学問領域を背景とした民博と歴博、両博物館の成り立ちや調査研究スタイルの相違を考慮し、反省も込めた再吟味を筆者自身も試みたいと考えている。その際には、日本における二つの「みんぞくがく」の相関にも特別に留意しなければならないが、たとえば清水昭俊 2001 や桑山敬巳 2007 に、筆者の問題意識にかなり即応した論述があり参考にした。

(13)——平取町立二風谷アイヌ文化博物館編 2003『北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション—国重要有形民俗文化財調査報告書』には、指定された資料群についての調査研究成果がコンパクトにまとめられている。これは今後、マンロー関係資料中の生活用具(民具)や他の在外アイヌ文化財、とりわけ平取地域出自だと思われる資料との比較研究における一つの基礎資料となるだろう。

(14)——アイヌ民族の文化的な伝統に関して、一方で「失われていく」、「減びつつある」といった言説が、実態やそれに伴う好悪の感情はともかくとして、一定の説得力をもち支配的だったという側面がある。他方には、存外に継承されているとさえ見なせる側面が事実としてある。そうした場合には、実相をどう把握し、どこでどのように表象するか、まさにそれを行おうとする主体(これまで、研究者や博物館運営者等が中心だったが)の立

場、考え方が問われるところである。なお、21世紀初頭期における希少な古式儀礼の実践を事例に、「民族性」・「帰属性」をめぐる葛藤について考察した煎本孝 2007a・2007b は、このような問いに対する、学術分野における貴重な回答例の一つとして参考になる。

(15)——ほかにも「始動前夜」にいたる状況を知るための文献類は、二風谷地域に限っては、豊富である。ここでは、本研究ノートの書きぶりではまったく欠けているか著しく不足している知見を与えてくれるもの、あるいは通史的に地域の状況を把握できるものとの観点から、次のような著述をあげておく。貝澤正 1992『アイヌわが人生』、萱野茂 2005『イヨマンテの花矢 続アイヌの碑』、同 1980『アイヌの碑』朝日新聞社、萱野れい子著／須藤功編 2008『萱野茂の生涯 アイヌの魂と文化を求めて』、二風谷自治会「二風谷」編纂委員会（貝澤正委員長）1983『二風谷』、大塚和義 1995『アイヌ海浜と水辺の民』、中村尚弘 2009『現代のアイヌ文化とは 二風谷アイヌ文化博物館の取り組み』、本田優子 1997『二つの風の谷 アイヌコタンでの日々』、平取町（渡辺茂・河野本道編）1974『平取町史』、平取町史編集委員会 2003『平取町百年史』、平取町百年記念事業推進室 2002『語りつぐ平取』など。他地域における博物館の動向などとの比較において、このころの平取町立二風谷アイヌ文化博物館をはじめとした二風谷地域の諸活動の意味を相対化して捉えるために、数多くある関係論考の中から挙げたいのは、中村尚弘 2010「特別展を中心とした日本の博物館におけるアイヌ文化展示制作の意志決定過程」と児島恭子 2001「現代のアイヌ文化観の歪み—共生の視座とジェンダー—」である。前者は主に博物館展示史上の位置・意義について、後者は主に博物館の運営理念・展示方針の妥当性について、時代状況等に広く目配りしつつ検討を深める上で好適な手がかりを与えてくれる。

(16)——地域の・民族的「共同体に根ざす」ことを平取町立二風谷アイヌ文化博物館では重視してきたわけだが、2009年後半期に行われ、筆者が参加した3つの国際会議のどこでも文化の諸活動と共同体との関わりの重要性が、時として“community based”という術語として提起されながら強調されていたのが印象的であった。実施報告集等が未刊行なので詳述は別な機会とするが、“community based”をキーコンセプトとして留意しておきたい。

3つの国際会議の名称／会期／主催者は次のとおり。  
○国際シンポジウム「先住民族と自然資源—持続的資源

利用の視点から—」／2009年11月15日／北海道大学文学研究科

○北方圏の環境研究に関する日本—フィンランド共同研究セミナー／2009年11月16日～18日／

北海道大学低温科学研究所 \*筆者は2日目に「アイヌ文化の環境保全に向けた試み—“まもるもの”と“とりもどすもの”—」と題する報告を行った。

○ICOM-ASPAC Conferrence in Tokyo 2009 / 2009年12月7日～9日／ICOM-ASPAC, ICOM日本委員会, 日本博物館協会, 国立科学博物館

(17)——「氏族長」は英語 clan chief の訳である。氏族長であるヘクター・マンロー氏は、スコットランドのインパネスで牧場を営んでいるとのこと。また、萱野れい子 2008 は「マンロー氏族が住むフォーリス城は、スコットランド北部のロス州エバントン・フォーリスにあります。」(128頁)と記している。招請の経緯などについては後述。なお、N. G. マンローの人と学問をよく理解するためには、出身地であるスコットランド（あえてイギリスやU.K. = 連合王国とせず）の風土や歴史、文化、現状などに関する包括的な知見が必要だと思われるが、今後の課題とする。

(18)——「マンローの事績を顕彰する地域的な機運の高揚」については、1975年のマンロー博士顕彰碑建立前後に続いて第2次の波と言うことができよう。なお、小野邦夫氏の撮影・編集による動画作品『ニール ゴードン マンロー』(2005年)は、この仮称「第2次」期の「地域的な機運」を織り込みながら、マンローの事績をわかりやすく系統的にまとめた秀作である。限定的な頒布だが、平取町立二風谷アイヌ文化博物館に所蔵されており視聴できる。

(19)——相澤韶男氏は、前述の生活用具調査を武蔵野美術大学生活文化研究会（同大学の学生多数が調査に協力してくれた）の顧問として指導する立場にあった。「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」の国重要有形民俗文化財指定の告示があったのは、この資料調査会のあと間もなくの2002年2月12日である。平取町立二風谷アイヌ文化博物館編 2003を参照。

(20)——資料調査会に関するこの論述は、記念行事準備段階の事務文書、当日配布資料、吉原のメモと記憶に依っている。

(21)——筆者自身の「民族」的帰属意識と呼称（自称）方法などに関しては、吉原秀喜 2004 (187-188頁)にその輪郭を、簡略にだけけれども記している。「アイヌ民族系」、「和民族系」という、少なくとも現時点では他にあ

まり例がない術語を用いているのも、そこで提起した思考法に拠っている。丁寧な説明には長大な論述を要するので、ここでは繰り返したり、補足したりはしない。しかし、主には論理的整合性を重視して表現を選択、あるいは創造しており、まずは概念のレベルで、個人・集団の間に「格差」を持ち込まないよう熟慮しているのだと受けとめていただければ、筆者の意図する要所は了解されているものと思う。

(22)——英語で著され日本語には未翻訳だった NEIL GORDON MUNRO / EDITED BY B. Z. SELIGMAN 《AINU CREED AND CULT》が『アイヌの信仰とその儀式』として小松哲郎氏によって2002年に翻訳出版されたことも、マンロー「復権」に大いに寄与した要因だったと考える。一例として、平取において古風な儀礼を行うおうとする際に、前もっての打ち合わせ時などに持ち寄り参考とする資料に、この著書を典拠としたものが目立つようになった。

(23)——萱野茂氏や、当時「愚ぶ会」を手伝ってマンロー博士記念行事の事務局を担当していた筆者の依頼によって、ヘクター・マンロー氏らの招請を仲立ちしたのは辻井達一氏（北海道環境財団理事長・元北海道大学附属植物園長）と柳秀雄氏（日本グラウンドワーク協会事業部長）だった。また、旧マンロー邸の使用や北海道大学総長への表敬訪問などについては、常本照樹氏（北海道大学大学院法学研究科教授）の助力があった。3氏とも後述のアイヌ文化環境保全対策事業などとの関わりで、萱野氏のほか、町行政やウタリ協会（現アイヌ協会）平取支部の関係者と親交があった。辻井氏は同保全対策事業を統括する位置にある調査委員会の委員長であり、萱野氏は事業に関連して行われていた公開学習講座「シシリムカ・イオル文化大学」の学長に就いていたのだった。辻井氏は早くから、この地域における文化環境保全対策の一環として、旧マンロー邸の活用、マンローの業績顕彰が必要だと周囲に説いていた識者の一人である。また、U.K.（英国）内ウェールズ地方に在住し、放送番組制作に携わっているクリスチャン・ルイスサルと奈都世・ルイスサルの両氏（夫妻）が、NHKのスコットランドでの取材を支援した縁で招かれていた。二人は主に柳氏と連絡をとりながら、この招請事業のU.K.側コーディネーターを務めた。奈都世氏は日本国内では訪問団の通訳も一手に引き受けていた。

(24)——2005年のマンロー博士記念行事の概要について、準備の会議で使った資料をこの【註】の末尾に提示しておく。6月16日当日の行事実施要項である。※註

末を参照。

(25)——たとえば、萱野れい子著／須藤功編2008には、夫・萱野茂を追想し、マンロー博士顕彰碑除幕式の日の写真の掲げながら「マンロー博士が二風谷にきたのは、自国とアイヌ民族の歴史に重なるものがあつたからではないか、と茂は思っていました」と記されている（28頁）。付言すると、2001年スコットランド旅行時（前記：NHK-BS番組「世界わが心の旅」）のこととして、「出会ったの方も快く迎えてくれて、茂は話がはずみました。スコットランドが1707年にイングランドと合併したときの強制的な同化政策の話は、茂は自分はまだその状態にいるように思ったようです」（126頁）とも。

(26)——招請事業費用の内、スコットランドから北海道間の渡航費用のほとんどは、萱野茂氏が拠出したものだった。

(27)——パブリック・ドメインについての考え方は、福井健策2010・2008を参照。

(28)——「アイヌ民族の権利を尊重する立場からする、新しい研究スタイルの、一つの好例」とは言っても、先住民族の権利擁護に関する海外の先駆的な事例と比較した時には、微温的でささやかな取り組みでしかないと思なされても致し方ないだろう。たとえば知的財産の問題についてのBrad SHARMAN and Lenne WISEMAN（鈴木将文訳）2008や、Tania WAIKATO（田上麻衣子訳）2008の論述にあるような理論構築の厚い積み重ねもなければ、「世界観の衝突」や「実務的帰結」について「我々の」（Tania WAIKATOの場合は即ち「マオリの」：筆者註）立場から明確な対抗軸を提示するような状況には、研究面でも実践面でもなっていない。ただ、筆者はそれが単純に先住民族の権利に関する活動や政策の遅れによる結果であるとか、後を追って同じ並びに立つことが目標であるとか、そのようには考えていない。要は、当事者にとって実効性のある改善が、当事者の要求と環境・条件に応じて、そしてできるだけ当事者自身の力によって広く速やかに続けられる状態を創り出すことではないだろうか。

(29)——提訴された更科源蔵、高倉新一郎、犬飼哲夫の3氏は、いずれもアイヌ文化保存対策協議会編1969『アイヌ民族誌』の執筆者だった。それぞれの執筆時の肩書きは、同書（2頁）によれば更科：北海学園大学教授・アイヌ文学研究、高倉：北海道大学名誉教授・北海学園大学長・農業経済学専攻、犬飼：北海道大学名誉教授・動物学専攻。

(30)——「先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007

年9月13日採択)の日本語訳文はアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第3回会議資料-3:首相官邸HP(2010年3月31日閲覧) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/index.html> より。

(31)——萱野れい子著/須藤功編 2008:123頁に、判決が出された直後に行われた記者会見の写真が掲載されている。

(32)——相内俊一 2004, 上村英明 2004, 榎森進 2007, 苑原俊明 1998, 常本照樹 2000 二風谷フォーラム実行委員会編 1994・2005などを参照。なお、相内 2004の論題には「制定過程」とあるが、この時点までの国連機関等における宣言案の形成プロセスについて論述したものであり、宣言としての確定は2007年9月13日の総会決議である。

(33)——「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」については、首相官邸ホームページで開催状況が公開されながら審議が進んだ。「アイヌ政策推進会議」についても同様である。

有識者懇談会は2008年8月から2009年7月にかけて計10回の会議を開催し、現地視察を3回実施した。「議事概要」によれば、現地視察と第9回以外は、内閣官房長官が自ら出席している。2009年7月29日に報告書を発表した。第2回から第5回にかけて、委員の一部と招請研究者あわせて8人による専門領域の研究状況等に関する報告が行われており、報告内容とそれを受けて委員が行った質疑・意見交換が、「配付資料」「議事概要」として開示されている。以下に報告者と論題を記す。加藤正(社団法人北海道アイヌ協会理事長:委員)「生活状況や差別等の実態」/高橋はるみ(北海道知事:委員)「これまでのアイヌ政策の評価等」/安藤仁介(財団法人世界人権問題研究センター所長:委員)「先住民をめぐる諸問題」/常本照樹(北海道大学アイヌ・先住民研究センター長:大学院法学研究科教授:委員)「アイヌ政策検討の課題について」/山内昌之(東京大学教授:委員)「アイヌ問題と新しい歴史の方法—“溫和”な民族の神話と現実」/佐々木利和(人間文化研究機構/国立民族学博物館教授:委員)「アイヌの歴史を考えるために」/篠田謙一(国立科学博物館研究主幹)「自然人類学から見たアイヌ民族について」/中川裕(千葉大学大学院教授)「アイヌ語学習の未来に向けて」。全体として政府主催によるアイヌの現状・歴史・文化に関するシンポジウムとも評すべき構成になっており、公的機関で関係業務にあたっている者には必読の内容ではなかろうか。

(34)——「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008事務局

などによる会議資料集と報告書(いずれも2008年に発行)を参照。

(35)——前記ホームページ,「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の「開催状況」より「現地視察(北海道)における意見交換の概要[PDF]」を参照。

首相官邸HP(2010年3月31日) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/index.html>

(36)——内田順子・貝澤耕一 2008「〈マンロー関係資料デジタル化プロジェクト〉記録を活かすために」は、第22回北方民族文化シンポジウムにおける本共同研究代表者の内田氏と研究協力者の貝澤氏による報告文である。貝澤氏ら研究協力者の方々は、きわめて重要な役割を果たしたので、本共同研究の成果報告として直接にか、その延長で、研究協力者自身により見解等がまとめられ、公開される機会が設けられるべきであろう。また、貝澤氏は上記シンポジウムの報告で、マンローの写真資料に映り込んでいる景観から当時の自然環境等を読み取ることができ、さらにはそれまでの歴史を理解する手がかりにもなる旨の見解を提起しているが、そうした取り組みはこれからもっと推進されるべきだ。筆者も平取町が施策として進めた「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」の重要文化的景観選定(文化庁)に向けた業務を、2004~08年にかけて担当したが、その中で写真の、あるいは景観そのものの非文字資料(史料)としての潜在的可能性を強く実感した(国立文化財機構奈良文化財研究所で2009年2月に行われた第1回文化的景観研究集会における報告:吉原2009など)。今後、マンロー写真資料等を活用した調査研究をさらに深化させるべき重点分野の一つだろうと考えている。

(37)——この事業は2010年度以降も継続する予定である。また、アイヌ文化環境保全対策調査委員会ほか編2006に続いて次の報告書が既刊である(2010年3月末時点)。

◇アイヌ文化環境保全対策調査室編

2009 『アイヌ文化環境保全対策事業調査報告書2008~09—沙流川総合開発事業の内平成20年度平取ダム地域文化調査業務』北海道平取町(アイヌ文化振興対策室)

◇アイヌ文化環境保全対策調査室・平取町教育委員会(文化財課)編

2008 『アイヌ文化環境保全対策事業調査報告書—沙流川総合開発事業の内平成19年度平取ダム地域文化調査業務』北海道平取町(平取町立二風谷アイヌ文化博物館編集協力)

◇アイヌ文化環境保全対策調査室・平取町教育委員会(文

化財課) 編

2007 『アイヌ文化環境保全対策事業調査報告書—沙流川総合開発事業の内平成18年度平取ダム地域文化調査業務』北海道平取町(平取町立二風谷アイヌ文化博物館編集協力)

(38)——アイヌ文化環境保全対策調査委員会ほか編 2006:とくに64-70頁を参照。また、個別論考としては、貝澤耕一・岩崎まさみ 2009「沙流川流域を変えた二つのダム建設」及び岩崎 2010「研究する側と研究される側」がこの事業に参与した経験を踏まえつつ、独自の立場から経緯や意義などを論じている。

(39)——図1と次の図2とはともに、アイヌ文化環境保全対策事業の報告書に掲載された図に筆者が一部加筆したものを提示している。図1=アイヌ文化環境保全対策調査室編 2009『アイヌ文化環境保全対策事業調査報告書 2008～09—沙流川総合開発事業の内平成20年度平取ダム地域文化調査業務』:1章19頁。図2=アイヌ文化環境保全対策調査委員会ほか編 2006『アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書』:9頁。

(40)——ここで、ことさらにロジックにこだわった言い方を想定するならば(形式論理的に、と言って良い)、「地元」に調査研究の成果を「公開」・「還元」するとしたとき、その行為の主体には平取地域在住の歴博共同研究スタッフであった人たちが含まれることとなる。他方で、地域住民であることや民族的共同体の一員であることに主体をおいて考えるならば、それは「公開」・「還元」によって調査研究成果を人びとと「共有」しようとする行為なのだとも言えよう。論理上の想定をこうやって続けければ、ただのことは遊びだと受けとられかねない。だが、桑山敬己 2007が(最近では桑山 2010においても)「ネイティブの人類学」をめぐる論じた眼目の一つは、論理的には可変性が高いはず、と言うより容易に転換可能な調査研究する側とされる側の関係が、地球大の社会政治的な力学で固定されてきた構図と構造の、おかしさの指摘にあると受けとめている。マンロー関係資料の共同研究プロジェクトは、いつの間にかこの構図・構造の改変に取りかかっていたのかもしれない。あるいは逆に、この構図・構造の、さらなる深みに迷い込んでしまったのかもしれない、との懸念も筆者にはある。

(41)——常本照樹 2010a・2010bが近年の状況と経緯、その背景などを俯瞰させてくれる。また、佐々木高明 2009・2000の両著書は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構で理事長を務めた著者の立場から比較的平易に変化を跡づけ、意義づけもしてくれる。

(42)——21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」プロジェクト:[大学名]北海道大学[拠点のプログラム名称]新世代知的財産法政策学の国際拠点形成[中核となる専攻等名]法学研究科法政治学専攻[事業推進担当者]田村善之(リーダー)外16名。

(43)——北海道大学アイヌ・先住民研究センターの設立・運営理念、活動状況などについては、公式ホームページに詳しい。<http://www.cais.hokudai.ac.jp/about/about.html>

(44)——研究教育機関等の動向で関心を払うべきなのが、北海道大学アイヌ・先住民研究センターだけではないのは当然である。だが、本稿で取り上げているような先住民族としての権利問題や法・政面の課題をふくめた多角的で学際的なアプローチが総合大学の特性を活かすつつ行われているという点では、いまのところ際立っているように思う。同センター編『アイヌ研究の現在と未来』は、2008年に2回に渡って開催した同名のシンポジウム「アイヌ研究の現在と未来」(第1部=6月、第2部=12月)の集録だが、そうした総合性・包括性をもった取り組みの状況が盛り込まれた刊行物となっている。筆者はこのシンポジウムに第1部・第2部ともに参加した。その際聴取した報告と入手した資料で、この研究ノートをまとめるにあたってとくに参考とした加藤博文、桑山敬己、佐々木雅寿、辻康夫、常本照樹ら同センター教員(学部等と兼任)各氏の論考を文献リストに掲げている。

(45)——加藤博文 2009は、「先住民族の権利と考古学」について、先住民族の権利に関する国連宣言「関係条項を引用・参酌しながら論じている。考古学分野では先駆的な論考であろう。また、加藤 2010では「世界考古学会議(World Archaeological Congress)におけるバーミリオン協定(the Vermillion Accord on Human Remains)のような倫理綱領を遵守した研究を行うべき」とか、「各学会における研究者の倫理コードの整備が必要」などのやや踏み込んだ提言も行なっている。

(46)——歴史学の分野で、永原陽子編 2009などによって世に問われ始めた「植民地責任」論を、近現代史研究と教育のあり方に、刺激的な視座を与え深化をもたらすものである、と筆者は受けとめている。アイヌ民族をめぐる歴史認識の検討にも通底する重要な諸見解が提示されていると思うが、残念ながら、この論集[永原編 2009]自体はアイヌ民族に直接関わった論考をふくんではいない。これと共通した志向性を有しているように思

われるのが、東アジア圏における各国の歴史認識と教育のあり方を探る試みの貴重な成果である日中韓3国共通歴史教材委員会2005『未来をひらく歴史 東アジア3国の近現代史』にである。こうした試みに次のステップがあるとすれば、先住民族・少数民族の意向や動向にさらに配慮し、可能なら共同編集作業への直接的参画も実現していくことが望ましいと思う。また、先住民族に関する諸問題を軸に据えて植民地主義について論じている上村英明氏などの見解〔たとえば上村2001〕を包摂して「植民地責任」論が発展しうるのはか（筆者としてはぜひ試みてほしいのだが）、注目していきたい。

なお、N. G. マンローも当然に、植民地主義を超克しきった存在ではない。個人の善意や奉仕のあるなしなどは相対的に別な、厳しい眼差しによる検証・評価も続ける必要がある

(47)——2009年12月開催のICOM-ASPAC日本会議2009は、ICOM（国際博物館会議）関係では日本国内で初めてと言ってよい大規模な国際会議であった。その主要テーマの一つが、「倫理規程」だった。（セッション3のテーマ＝「太平洋地域博物館における倫理規定のための人材開発」：ICOM-ASPAC日本会議2009配付資料参照）

(48)——苑原俊明からは先住民族の文化遺産について、その保存・活用のあり方、博物館が果たすべき役割、取り扱いの具体的指針などについて資料提供やご教示を数多く受けたが、前記ICOM-ASPACなどの国際会議における筆者の取材情報とともに、この研究ノートに適切に反映するには未消化な状況である。他日を期して形にしたい。

(49)——前記註7で記したように、歴博共同研究「歴史展示における「異文化」表象の基礎的研究」の一環、2005年6月25日の研究会において筆者は「アイヌ民族の表象とアイヌ民族による表象—北海道二風谷における事例を通じての考察—」と題した口頭報告を行ったが、まとまった論考を成す機会を逸した。本稿作成にあたって当初の企図は、この2005年歴博研究会で提起した見解を踏まえながら、マンロー関係資料、とくに写真・動画の「公開」、及びそれら資料の扱いに伴う権利問題に関わる知見を整理したうえで、文化表象のあり方についての所論を加えまとめあげようというものだった。が、まだ道半ばである。ちなみに、2005年報告は次のような主旨であった。

日本国内における博物館の展示においては、社会状況の多民族性・多文化性に配慮をし、これらを相応に反映

するように努めるべきである。「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（1997年）が施行後10年を迎えようとする状況下では、主に北海道を中心に、現在の日本国版図内に居住してきたという意味で原住性を有するアイヌ民族の存在にとりわけ留意する必要がある。博物館展示をめぐる、過去において行われてきた「アイヌの表象」が、当事者であるアイヌの人びとの主体的参画なしに、またはこれを軽視して行われてきた経緯を反省し、是正していくとする努力が行われるようになってきた。その中で「アイヌによる表象」の重要性が注目され、強調されるようにもなっている。「アイヌによる表象」は、狭義の「アイヌの表象」の範囲にとどまるものではない。その自由度と潜在力はある意味でもとても大きく、固定化しがちな、いわゆる伝統文化観を一新する創造と表現を想定することも可能であり、現にそうした方向での変化は生じつつある。展示という行為は、その時点における社会環境や表象を行う側・される側の状況を反映するものであるし、公にされた表象は、社会一般にだけでなく何より行為者自身にも影響を及ぼす。「アイヌの表象」・「アイヌによる表象」もこうした過程の中にあり、とくに1970年代以降における様相の推移はドラスチックであったとさえ言える。このような変容は、アイヌの人たちの最大組織である北海道ウタリ協会に代表されるように、アイヌ民族がとった戦略的選択に関連している。この数十年の経緯をふりかえるならば、アイヌの人たちは「みんぞく」という抑圧してきた側の民族語を使って自集団を表し、まとめ、権利主体として主張するという選択を行ったとの解釈が可能である。こうした戦略上の方向性と方法論は、「アイヌによる表象」のあり方と通底している。また、従来の「アイヌの表象」の枠組みに、多民族の協働によって漸次的な変化を加え、再構築していくとする試みと軌を一にするものでもある。

(50)——小谷凱宣2004：7頁、及び同氏による2009年3月20日北海道大学総合博物館での講演時における配布資料「博物館所蔵のアイヌ民族資料調査を振り返って—ハドソン川からエルベ川まで…（要旨）」に依っている。このような場合に「アイヌ民族資料」として想定しているのは、民族学・民俗学のような学問がこれまで主な対象としてきた、概ね20世紀前半以前に遡る物質文化分野に関する資料であろう。しかし、それだけをもって「アイヌ民族資料」などと総称しようとするには慎重であるべきだと考える。実は博物館における資料の分類呼称・定義は、それ自体にかなり深刻な要検討事項を孕

んでいるように思う。さらに、筆者にはこれと通底すると思われる事象に、マンロー関係資料の場合もそうなのだが、アイヌ（民族・民俗）資料と考古資料との形式的な仕分け、それと関連して学際的協同が不十分という問題がある。ただし、本稿の論題から大きく振れてしまう感が強いので、ここでは問題点への留意を促すにとどめる。

(51)——ラファエル・アバ2006は、マンロー著 Prehistoric Japan に関する学史上の吟味を丁寧に行っている。その中には、同著が八木契三郎『日本考古学』（1902）、八木契三郎・中澤登男『日本考古学』（1906）に次いで、「日本で記された第三番目の考古学概説書である。また、英語で記された最初の日本考古学概説書でもある」[ラファ

エル・アバ2006：7頁]との指摘がある。学史研究の面から今後さらにマンローの業績を詳らかにし、「この国の人類学の先駆者」としての評価を、検証しつつ定着させていくことを期したい。

(52)——ここで「民俗（民族）」と表記して、両語が単純に置き換えが可能だとみなしているように受け取られるかもしれないが、そのように考えてのことはない。日本国の国立歴史民俗博物館が、調査研究や展示の対象としているのは（あるいは、すべきなのは）、日本列島及びその周辺諸島・海域を主な舞台として展開してきた諸民族の歴史であり民俗だという意図を含意した記述である。

マンロー記念行事 実施要項 ＜2005-06-09第2回相談会で決定＞	
<p>■開催趣旨</p> <p>アイヌ民族の研究のために1932年二風谷に移住したニール・ゴードン・マンロー博士は、風習、信仰、言語をはじめ伝統文化に関する調査を進めるかたわら、当時は結核などの病人が絶えなかったことから地域の人びとに対する医療活動も精力的に行ったことが知られ、いまでも多くの人たちに慕われています。1942年に亡くなった後、自邸の住宅兼診療所は「マンロー記念館」と呼ばれ、現在は北海道大学文学部の施設として管理されていますが、2000年には文化財建造物として国に登録されました。また、例年、マンロー博士の誕生日にあたる6月16日には、生前の博士を直接知る有志の人びとを中心に「遺徳を偲ぶ会」が催されています。</p> <p>今後ともマンロー博士のアイヌの人びとやこの地に対する思いを大切に、将来に継承していくことが重要です。そこで、マンロー博士の故郷、英国スコットランドより博士に縁のあるマンロー家氏族長ほか関係者の方々をお招きし、感謝の意を表するとともに、相互の理解と交流を深め、次代へと引き継ぐものを共有していくための記念行事を実施することといたします。</p> <p>■日 時</p> <p>2005（平成17）年 6月16日（木） 午前の部 =10:00～11:30                  午後の部 =13:30～16:30                  交流のタベ=19:00～21:00</p> <p>＜スケジュール＞</p> <p>【 午前の部 】 10:00～11:30</p> <p>■マンロー先生の遺徳を偲ぶ会 — 記念碑前での献辞、献花など—</p> <p>●場 所 マンロー記念館前庭（テント設置） *当日はマンロー記念館を開放し、偲ぶ会の終了後、英国からの招待者とともに記念館内部を見学する。</p> <p>●招待者 ヘクター・マンロー夫妻、ジョージ・マクファーソン夫妻 クリスチャン&amp;奈都世ルイスサル夫妻、 マンロー先生の遺徳を偲ぶ会メンバー、一般参加者</p> <p>●主 催 マンロー先生の遺徳を偲ぶ会（会長：萱野 茂）</p>	<p>【 午後の部 】 13:30～16:30</p> <p>■マンロー先生への思いを語る会 — マンローに関する討論会（フォーラム）—</p> <p>●場 所 萱野茂二風谷アイヌ資料館ホール</p> <p>●プログラム</p> <p>＜第1部＞ スコットランドの風土と文化、マンロー氏族の伝統 発表者 ◆ヘクター・マンロー氏 ◆ジョージ・マクファーソン氏 ◆クリスチャン・ルイスサル氏 ◆通訳=奈都世・ルイスサル氏</p> <p>＜第2部＞ マンロー先生の業績と遺志を次代に引きつぐ 発表者 ◆マンロー先生の遺徳を偲ぶ会の会員 ◆地元有識者及びマンロー先生に縁の方 ◆辻井 達一氏（財団法人日本グラウンドワーク協会理事長） ◆角 幸博氏（北海道大学大学院工学研究科） ◆出利葉浩司氏（北海道開拓記念館学芸員） ◆萱野 志朗氏（二風谷アイヌ資料館副館長）ほか</p> <p>【 交流のタベ 】 19:00～21:00 — 款迎宴、芸能交流など—</p> <p>●場 所 二風谷生活館 会議室</p> <p>●会 費 1人2000円（小中学生1000円；幼児無料）</p> <p>■実行体制（全体を通じて共通）</p> <p>●主 催 マンロー先生の遺徳を偲ぶ会（会長：萱野 茂）</p> <p>●協 力 平取町、平取町教育委員会 （社）北海道ウタリ協会平取支部、平取アイヌ文化保存会 平取町二風谷アイヌ語教室 二風谷自治会、二風谷小学校 萱野茂二風谷アイヌ資料館 平取町立二風谷アイヌ文化博物館、沙流川歴史館 （財）日本グラウンドワーク協会</p>

※註24補註:2005年6月「マンロー博士記念行事実施要項」の複写。筆者保管PDFデータより。

---

引用資料／主要参考文献 \*著・編者 50 音順整列

---

◆相内俊一

2004 「[国連先住民族の権利宣言] 制定過程と「10年」 上村英明監修／藤岡美恵子・中野憲志編『グローバル時代の先住民族』法律文化社：24-38 頁

◆アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

2009 『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』首相官邸 HP (2010年3月31日閲覧)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/index.html>

◆アイヌ文化環境保全対策調査委員会ほか編／平取町立二風谷アイヌ文化博物館編集協力

2006 『アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書』北海道平取町

◆アイヌ文化振興・研究推進機構

2001 『普及啓発講演会報告集 平成12年度』アイヌ文化振興・研究推進機構

2002 『海を渡ったアイヌの工芸 英国人医師マンローのコレクションから』アイヌ文化振興・研究推進機構

◆アイヌ文化保存対策協議会編

1969 『アイヌ民族誌 (上/下)』第一法規出版株式会社

◆青柳由香

2005 「伝統的知識等に関する法整備への先住民及び地域共同体の参加について」『知的財産法政策学研究』Vol.8 (2005) 北海道大学情報法政策学研究センター：95-112 頁

◆ICOM-ASPAC 日本会議 2009 事務局

2009 『ICOM-ASPAC Conference in Tokyo 2009』(会議資料集：会場・事務局 = 国立科学博物館)

◆煎本 孝

2007a 「アイヌ文化における死の儀礼の復興をめぐる葛藤と帰属性」煎本 孝・山田孝子編『北の民の人類学—強国に生きる民族性と帰属性』京都大学学術出版会：9-36 頁

2007b 「未来の民族性と帰属性」同上：317-329 頁

◆上村英明

2004 「『先住民族の国際十年』が生み出した希望、現実、そして幻想」上村英明監修／藤岡美恵子・中野憲志編『グローバル時代の先住民族』法律文化社

2001 『先住民族の「近代史」 植民地主義を超えるために』平凡社

◆内田順子

2009 「AINU Past and Present —マンローのフィルムから見えてくるもの」：映画フィルムの資料批判的研究に関連する研究ノート』『国立歴史民俗博物館研究報告』第150集：国立歴史民俗博物館

◆内田順子・貝澤耕一

2008 「〈マンロー関係資料デジタル化プロジェクト〉記録を活かすために」北海道立北方民族博物館編『第22回北方民族文化シンポジウム報告書』財団法人北方文化振興協会：53-58 頁

◆榎森 進

2007 『アイヌ民族の歴史』草風館

◆大塚和義

1995 『アイヌ 海浜と水辺の民』新宿書房

◆大塚和義編

1993 『アイヌモシリ 民族文様から見たアイヌの世界』国立民族学博物館

◆大塚和義・吉田憲司編

2003 『アイヌ文化振興法制定5周年記念フォーラム「再生する先住民文化—住民族と博物館—」報告書』国立民族学博物館

◆岡本孝之

2008 「マンローの考古学研究—横浜時代を中心に—」北海道大学アイヌ・先住民研究センター：HP アーカイブ ([http://www.cais.hokudai.ac.jp/archive/a\\_kouen.html](http://www.cais.hokudai.ac.jp/archive/a_kouen.html): 2010年3月31日閲覧)

◆奥田統己

2001 「アイヌ語復興運動の現状とアイヌ語研究者の責任」千葉大学『千葉大学ユーラシア言語文化論集』4 (2001): 103-110 頁

- 
- ◆小野邦夫  
2005 『ニール ゴードン マンロー』札幌：小野邦夫撮影・編集・頒布動画作品（ビデオテープ媒体：97分）
- ◆貝澤耕一・岩崎まさみ  
2009 「沙流川流域を変えた二つのダム建設」岸上伸啓編『開発と先住民 みんなく実践人類学シリーズ7』明石書店：157-182頁
- ◆貝澤耕一ほか編  
2005 『平取町・二風谷フォーラム2005』平取町・二風谷フォーラム2005実行委員会  
1994 『アイヌモシリに集う 世界先住民族のメッセージ』二風谷フォーラム1993実行委員会
- ◆貝澤 正  
1992 『アイヌわが人生』岩波書店
- ◆貝澤徹・吉原（米田）秀喜編／平取町立二風谷アイヌ文化博物館編集協力  
1998 『アイヌ伝統工芸振興のための課題と方策に関する共同研究—北海道平取町二風谷における事例研究と提言—』二風谷観光振興組合
- ◆加藤博文  
2010 「アイヌ研究において考古学の果たすべき役割は何か」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会：100-113頁  
2009 「先住民考古学という視座—文化遺産・先住民族・考古学の課題—」『北海道考古学』第45集：北海道考古学協会
- ◆萱野 茂  
2005 『イヨマンテの花矢 続アイヌの碑』朝日新聞社  
1993 『アイヌの昔話 ひとつぶのサッチポロ』平凡社（平凡社ライブラリー）  
1980 『アイヌの碑』朝日新聞社
- ◆萱野 茂・田中 宏編  
1999 『二風谷ダム裁判の記録 アイヌ民族二人の叛乱』（2003年普及版）三省堂
- ◆萱野れい子著／須藤功編  
2008 『萱野茂の生涯 アイヌの魂と文化を求めて』農山漁村文化協会
- ◆川上勇治  
1983 「二風谷のエカシ、明治四十三年ロンドンへ行く」『エカシとフチ』編集委員会編『エカシとフチ』札幌テレビ放送株式会社：334-342頁
- ◆桑原千代子  
1983 『わがマンロー伝 ある英人医師・アイヌ研究家の生涯』新宿書房
- ◆桑山敬巳  
2010 「アイヌ研究におけるネイティブの葛藤—知里真志保の場合」北海道大学北方研究教育センター編『知里真志保 人と学問』北海道大学出版会  
2007 「ネイティブの人類学」綾部恒雄編『失われる文化・失われるアイデンティティ：講座世界の先住民族10ファースト・ピープルの現在』明石書店：371-383頁
- ◆久留島浩・小島道裕  
2008 「研究の経緯と成果・課題」久留島浩・小島道裕編『[[共同研究] 歴史展示における「異文化」表象の基礎的研究：国立歴史民俗博物館研究報告第140集』国立歴史民俗博物館：1-19頁
- ◆黒澤節男  
2008 『図書館の著作権基礎知識第2版 ユニ知的所有権ボックス No.8』太田書店
- ◆現代企画室編集部編  
1988 『アイヌ肖像権裁判・全記録』現代企画室
- ◆黄 居正  
2008 「時間、労働と生態—先住民の財産権の核心的テーマ—」『知的財産法政策学研究』Vol.19（2008）北海道大学情報法政策学研究センター：243-284頁
- ◆国際連合  
2008 「先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年9月13日採択）」アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第3回会議資料-3：首相官邸HP（2010年3月）
-

◆国立歴史民俗博物館

2006 『AINU Past and Present マンローのフィルムから見えてくるもの』国立歴史民俗博物館民俗研究映像／製作協力＝東京シネマ新社：研究報告動画番組（DVD 媒体：102分）

◆児島恭子

2001 「現代のアイヌ文化観の歪み—共生の視座とジェンダー—」スチュアートヘンリほか編『他者像としてのアイヌ民族イメージを検証する—文化人類学におけるアイヌ民族研究の新潮流—：昭和女子大学国際文化研究所紀要 Vol.6』昭和女子大学国際文化研究所：1-28 頁

◆小谷凱宣

2004a 「海外アイヌ文化財調査：目的と経過，収集の歴史，調査研究の成果」小谷凱宣編『海外のアイヌ文化財：現状と歴史』（第17回「大学と科学」公開シンポジウム発表収録集）南山大学人類学研究所：6-23 頁

2004b 「北米のアイヌ文化財調査」同上 107-117 頁

◆佐々木高明

2009 『日本文化の多様性 稲作以前を再考する』小学館

2000 『多文化の時代を生きる 日本文化の可能性』小学館

◆佐々木雅寿

2010 「先住民族の権利に対するアプローチの仕方—カナダ憲法を参考にして—」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会：142-180 頁

◆清水昭俊

2001 「日本の人類学—国際的位置と可能性」杉島敬志編『人類学的実践の再構築 ポストコロニアル展開以後』世界思想社：172-201 頁

◆スチュアートヘンリ

2007 「先住権と権限—先住民族の基本的権利について」綾部恒雄編『失われる文化・失われるアイデンティティ：講座世界の先住民族 10 ファースト・ピープルの現在』明石書店：132-145 頁

◆「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 事務局編

2008 『「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 資料集』実行委員会（萱野志朗委員長）

◆「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 事務局／世界先住民族ネットワーク AINU 事務局編

2008 『「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 報告集』実行委員会（萱野志朗委員長）

◆苑原俊明

2009 「先住民族の権利」渡部茂己編『国際人権法』国際書院：163-186 頁

2007 「先住民族の権利—事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で—」『国立民族学博物館研究報告 32 巻第1号』国立民族学博物館：63-85 頁

2006 「先住民族の文化遺産の国際的保護—国連の動向とアイヌ民族—」『大東法学』第16巻第1号：35-60 頁

1998 「いわゆるアイヌ文化振興法について—国際法の視点から—」[研究ノート]『八千代国際大学紀要国際研究論集』第10巻第4号：90-115 頁

◆Tania WAIKATO（田上麻衣子訳）

2008 「ニュージーランドにおけるマオリの知的財産の保護」『知的財産法政策学研究』Vol.19（2008）北海道大学情報法政策学研究センター：221-241 頁

◆辻 康夫

2007 「文化的多様性と社会統合—カナダの先住民とフランス系住民をめぐる—」日本政治学会編『排除と包摂の政治学 越境，アイデンティティ，そして希望』年報政治学 2007-II：木鐸社

◆常本照樹

2010a 「「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択とその意義」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会：193-210 頁

2010b 「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会：211-222 頁

2005 「先住民族の文化と知的財産の国際的保障」『知的財産法政策学研究』Vol.8（2005）北海道大学情報法政策学研究センター：13-36 頁

2000 『アイヌ民族をめぐる法の変遷—旧土人保護法から「アイヌ文化振興法」へ』さっぽろ自由学校「遊」

- 
- ◆出村文理編  
2006 『ニール・ゴードン・マンロー博士書誌—帰化英国人医師・人類学研究者—』出村文理発行
  - ◆東京国立博物館編  
1993 『アイヌの工芸』東京国立博物館
  - ◆鳥居龍藏  
1953 『ある老学徒の手記 考古学とともに六十年』朝日新聞社（但し鳥居貞義発行改訂増補版 2006 所収に依る）
  - ◆中川 裕  
2004 「アイヌ語研究の課題—過去の資産の活性化：アイヌ語音声資料アーカイブの必要性—」小谷凱宣編『海外のアイヌ文化財：現状と歴史』（第17回「大学と科学」公開シンポジウム発表収録集）南山大学人類学研究所：144-148頁
  - ◆永原陽子  
2009 「「植民地責任論」とは何か」永原陽子編『「植民地責任」論』青木書店：9-37頁
  - ◆中村尚弘  
2009 『現代のアイヌ文化とは 二風谷アイヌ文化博物館の取り組み』東京図書出版会  
2010 「特別展を中心とした日本の博物館におけるアイヌ文化展示制作の意志決定過程」北海道民族学会編『北海道民族学』第6号：1-15頁
  - ◆日中韓3国共通歴史教材委員会  
2005 『未来をひらく歴史 東アジア3国の近現代史』高文研
  - ◆二風谷自治会「二風谷」編纂委員会（貝澤正委員長）  
1983 『二風谷』二風谷自治会
  - ◆二風谷フォーラム実行委員会編（貝澤耕一ほか）  
1994 『アイヌモシリに集う 世界先住民族のメッセージ』栄光教育文化研究所（発行）／悠思社（発売）
  - ◆長谷川晃  
2006 「先住民の知的財産権保護における哲学的文脈」『知的財産法政策学研究』Vol.13（2006）北海道大学情報法政策学研究センター：27-51頁
  - ◆長谷川由希  
2009 「先住民族の文化遺産保護の権利—国連での議論とオーストラリア先住民族の権利—」（アイヌ文化振興・研究推進機構アイヌ社会関連研究助成事業成果報告書）
  - ◆東村岳史  
2006 『戦後期アイヌ民族—和人関係史序説』三光社
  - ◆平取町（渡辺 茂・河野本道編）  
1974 『平取町史』北海道出版企画センター
  - ◆平取町・二風谷フォーラム実行委員会編（貝澤耕一ほか）  
2005 『平取町・二風谷フォーラム 2005』平取町・二風谷フォーラム実行委員会
  - ◆平取町史編集委員会  
2003 『平取町百年史』平取町
  - ◆平取町百年記念事業推進室  
2002 『語りつぐ平取』平取町
  - ◆平取町立二風谷アイヌ文化博物館編  
2003 『北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション』平取町教育委員会
  - ◆平村幸雄解説・編集  
1952 『アイヌ写真帳 北国の神秘を語る—日高国沙流川流域を中心とせる—』社団法人北海道アイヌ協会平取支部
  - ◆福井健策  
2010 『著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」』集英社  
2005 『著作権とは何か—文化と創造のゆくえ』集英社
  - ◆Brad SHARMAN and Lenne WISEMAN（鈴木將文訳）  
2008 「先住民の創作物の著作権による保護—今後の課題—」『知的財産法政策学研究』Vol.19（2008）北海道大学情報法政策学研究センター：191-220頁
-

- 
- ◆北海道大学アイヌ・先住民研究センター  
2007 『アイヌ文化振興法の過去・現在・未来』（国際シンポジウム予稿集）北海道大学アイヌ・先住民研究センター
- ◆本田優子  
1997 『二つの風の谷 アイヌコタンでの日々』筑摩書房
- ◆松田京子  
2003 『帝国の視線 博覧会と異文化表象』吉川弘文館
- ◆マンロー, N. G. 著／セリグマン, B. Z. 編（小松哲郎訳）  
2002 『アイヌの信仰とその儀式』小松哲郎（アイヌ文化振興・研究推進機構助成出版）
- ◆村越末男  
2003 『人権でめぐる博物館ガイド』：『部落解放』517号増刊号：解放出版社
- ◆吉田邦彦  
2005 「先住民（アイヌ民族）問題と所有権・知的所有権」『ジュリスト』1302号：304-394頁
- ◆吉原秀喜  
2009 「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観〔事例報告〕」『文化的景観研究集会（第1回）報告集』  
国立文化財機構 奈良文化財研究所：52-63頁  
2004 「アイヌ伝統文化の今日的継承—その教育的意味と意義—」：国立歴史民俗博物館編『歴博国際シンポジウム「歴史展示を考える—民族・戦争・教育—」歴史展示のメッセージ』アム・プロモーション：159-190頁  
2003 「アイヌ民族の文化活動における新しい変化の予兆とミュージアム」『再生する先住民文化—先住民と博物館—（アイヌ文化振興法制定5周年記念フォーラム報告集）』国立民族学博物館：41-74頁
- ◆吉原（米田）秀喜  
1999 「二風谷アイヌ文化博物館の位置と役割」（日本語原題）  
〈The Nibutani Ainu Culture Museum〉 Ainu—Spirit of a Northern People—NATIONAL MUSEUM OF  
NATURAL HISTORY SMITHSONIAN INSTITUTION：377-378頁  
1996 「アイヌ文化研究の今後＝無数の課題とかぎりない可能性そして現実の制約」北海道立北方民族博物館友の会  
季刊誌『Arctic Circle』財団法人北方文化振興協会19号：8-9頁／20号：8-9頁
- ◆ラファエル・アバ  
2006 「ある英国人が見た日本列島の先史文化—N. G. Munro と *Prehistoric Japan* (1908年)」『北大史学』第46号：  
北大史学会（北海道大学）：1-24頁  
2008 「N. G. Munro と鳥居龍蔵：「ドルメン」論争の再発見」考古学研究会編『考古学研究第54巻第4号（通巻216号）』  
考古学研究会：82-101頁

（平取町アイヌ施策推進課アイヌ文化環境保全調査室，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2010年9月27日受付，2011年2月21日審査終了）